

日本地域経済学会 第36回大阪大会

JARES the 36nd Annual Conference

報告要旨集

Program & Abstracts

2024年12月6日(金)・7日(土)・8日(日)

会場：大阪公立大学

December 6-8, 2024

日本地域経済学会

The Japan Association for Regional Economic Studies

日本地域経済学会 第36回 大阪大会プログラム

■ 2024年12月6日(金)

18:00～20:00 日本地域経済学会と日本中小企業学会との共催シンポジウム
【オンライン(ZOOM)】

■ 2024年12月7日(土)

13:00～16:00 地域公開シンポジウム
【1号館 128 教室】

16:15～17:30 総会
【1号館 128 教室】

18:00～20:00 懇親会
【めたせこいあ】
大阪市住吉区杉本 3-3-138 大阪公立大学 田中記念館

■ 2024年12月8日(日)

9:00～12:30 自由論題報告
【第1分科会:1号館 125 教室、第2分科会:1号館 126 教室】

企画セッション
【1号館 127 教室】

13:30～16:30 共通論題シンポジウム
【1号館 128 教室】

16:30～16:40 自由論題賞の授賞式
【1号館 128 教室】

開催校挨拶、閉会

ZOOM
オンライン
参加費無料

日本地域経済学会・日本中小企業学会
2024年度共催シンポジウム

スタートアップ・エコシステムの 地方都市モデル

12月6日（金）18時開始（20時終了予定）

本シンポジウムでは、研究者のみならず現場の政策担当者にも登壇してもらい、スタートアップ・エコシステムの地方都市モデル構築に向けて、理論－実態－政策までの総合的な観点から議論を行います。

日本地域経済学会と日本中小企業学会の会員はもとより、会員外の参加も歓迎。

報告者／パネル討論者



遠藤聡
横浜国立大学
准教授



福嶋路
東北大学
教授



宮野浩和
浜松市産業部
スタートアップ
推進課



白川裕也
仙台市経済局
スタートアップ
支援課

司会進行、企画趣旨説明

★長山宗広 駒澤大学 教授

一般参加者
は事務局宛
にメールで
事前申込み

日本地域経済学会事務局

（駒澤大学：長山宗広・松本典子・大前智文）

MAIL chiikikeizai60@gmail.com

日本地域経済学会・日本中小企業学会の会員は申し込み不要
（後日、会員MLにてZOOMのURLをお知らせします）

目次

I 地域公開シンポジウム 「大阪の産業集積、町工場のアップデート」5
II 共通論題シンポジウム 「子ども・若者政策と地域経済社会」7
III 企画セッション 「「地域の価値」論の発展に向けて」21
IV 自由論題報告	
<第1分科会>産業集積・商業集積と企業行動24
<第2分科会>地域の環境と経済の分析40

I 地域公開シンポジウム

会場: 1号館 128 教室

コーディネーター: 大貝健二(北海学園大学 教授)

テーマ: 大阪の産業集積、町工場のアップデート

パネリスト

桑野博行 (大阪商業大学 教授)

本多哲夫 (大阪公立大学 教授)、大阪公立大学 劇団カオス

浦塘弘太郎 (東大阪市都市魅力産業スポーツ部 ものづくり支援室 室次長)

松井大祐 (ダイ精工 代表取締役)

日本地域経済学会 2024年大阪大会「地域公開シンポジウム」
大阪の産業集積、町工場のアップデート



大阪市を含む東部大阪地域は、大都市型産業集積を形成し、ものづくりの町として知られている。近年は、町工場やものづくりの魅力を発信する取り組みや企業と自治体、大学が連携した取り組みも増えている。本シンポジウムでは、現代の産業集積やモノづくり中小企業の魅力や可能性を再確認する時間にしてみたい。

2024年12月07日（土） 13:00～16:00

会場：大阪公立大学杉本キャンパス 1号館 128 教室

入場無料



【パネリスト】

糸野 博行(大阪商業大学 教授)

本多 哲夫(大阪公立大学 教授) & 大阪公立大学 劇団カオス

浦塘 弘太郎(東大阪市都市魅力産業スポーツ部 ものづくり支援室 室次長)

松井 大祐(ダイ精工 代表取締役)

【コーディネーター】 大貝 健二(北海学園大学 教授)

問い合わせ先 北海学園大学経済学部 大貝健二研究室 011-841-1161(内 2632) ogai@hgu.jp

Ⅱ 共通論題シンポジウム

会場: 1号館 128 教室

コーディネーター: 菊地裕幸(愛知大学)・岩佐和幸(高知大学)

テーマ: 子ども・若者政策と地域経済社会

パネリスト

「現代家族の働き方・生活の現状と少子化・子育て政策の課題」

菘輪明子(名城大学)

「若者政策と日本の未来—愛知県新城市の事例から—」

穂積亮次(前・新城市長)

「地方における「子ども」「若者」支援とは—安芸市保育所統合移転統合の議論から—」

宇都宮千穂(高知県立大学)

「NPO による子ども・若者支援の現状と課題—「ぎふハチドリ基金」を事例として—」

菊本舞(岐阜協立大学)

＜企画趣旨＞

2023年4月、「こどもまんなか社会の実現」を掲げた岸田前政権の下で、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行された。このような一連の政策の背景には、加速化する少子化をはじめ、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、子どもの低いウェルビーイング、さらには親の子育てや教育に関する経済的負担の増大等々、子ども、若者、子育て当事者を巡る様々な深刻な問題がある。これらの諸問題を解決するため、「こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供」や「結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現」、「成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障」するための各種施策が掲げられるようになった。だが、同政権での「異次元の少子化対策」のかけ声とは裏腹に、若い世代の働き方・くらし・ジェンダー格差等への問題意識の希薄さや、晩婚化・未婚化対策の欠如、限られた予算配分等、様々な批判が投げかけられている。

このような状況に対して、地域レベルでは、人口減少や地域格差の下で経済・財政悪化と子ども・若者問題の同時進行に直面しており、複合的な課題への対策が目下迫られている。と同時に、「若者議会」や「協働まちづくり」に象徴されるように、若者ならではの感性や行動力を活かした地域づくりを通じてシビック・プライドの醸成を図ろうとする等、当事者としての若者を主体とする先進的な支援策を進める自治体も登場するようになっている。このことは、地域において課題の深刻さをより真摯に受け止め、本質的な課題克服のために現場感覚で危機意識をもって取り組んでいることの証左でもあるといえよう。

次代を担う子ども・若者に対する支援を強化していくこと、そして子ども・若者が夢や希望、持てる持続可能社会を創造していくことは、今を生きる私達が果たすべき重要な責務である。その意味で、地域の最前線から日本社会の問題を捉え直し、国の政策的方向性や社会意識・価値観の刷新を議論することは、ますます重要であると思われる。

そこで、本年度のシンポジウムでは、「子ども・若者政策と地域経済社会」をテーマに設定し、日本地域経済学会らしい議論を展開したいと考えている。今回は、女性・家族の労働・生活問題や少子化・子育て政策について精力的に発言されている蓑輪明子氏と、前新城市長として日本初の「若者議会」の創設等を軸に独創的な政策を推進してこられた穂積亮次氏のお二人をお招きした上で、会員2名を加えた計4名のパネリストの報告を基に、当日は議論を深めていくこととしたい。

若者政策と日本の未来 —愛知県新城市の事例から—

穂積亮次（前・新城市長）

1. 「若者議会」事始め

愛知県東部、過疎地域も包含する人口 4 万数千人の地方都市・新城市で、「若者総合政策」に基づく「若者議会」がスタートしたのは 2015 年度のことである。同様の名称や「模擬議会」形式で若者世代の意見を聞き、自治体施策の参考にする取り組みはこれまでも多くあったが、新城市のそれは条例で設置された市長の付属機関で、構成メンバーは非常勤特別職としての辞令を受けた上でその活動に取り組む。

委員は定数 20 名、おおむね 13 歳以上 30 歳未満の年代から、公募を基本にして選出する（現状では高校生が半数強のコアとなり学生や社会人が加わっている）。1 年任期のなかでまちづくりにかわり、若者視点からの政策議論を煮詰め、年間 1000 万円ほどの予算をもとに練り上げた政策案を市長に建議する。

この間には、市の実情にかかる視察や学習、事業担当職員へのヒヤリング、メンター職員や市外委員からのサポート、地域や諸団体とのワークショップ、担当部局からの検証、市議会との意見交換などが交わされ、予算建議を受けた市長は全体予算の中に組み込んで 3 月議会に提案し、議決を受けると翌年度に実施される。

このように条例で定め、予算を扱う若者議会は、日本で初めての試みであったため、他自治体や議会からの視察、メディア報道、国会質疑などの対象となり、高校「公民科」教科書（東京書籍版）にも取り上げられるようになった。

もちろんこの若者議会の特質は、それに対応しての批判や疑問も生んでいる。組織上の位置づけから「行政主導ではないか」との評価、予算を扱う委員の身分と正統性に対する疑問、市議会との関係性、予算付けの根拠など枚挙に暇はない。これらは当然の論点であるものの、現在の地方自治法制度の枠組みの中で、施策の実効性を担保するために案出された仕組みであることも、容易に理解されるだろう。

この事業は若者の自主性、自発性を最大限尊重して取り組まれ、今日にいたるまで予算化された諸事業を重ねて継承されてきた。その事業分野は多岐にわたり、図書館などの公共施設の改修、若者向けイベントの実施、観光 PR やふるさと納税の新企画、市内企業への高校生向け就職ガイダンス誌の発行、若者防災の発会、小中学校の主権者教育へのコミット、在住外国人との交流、高齢者福祉へのアプローチ、地域事業との連携、若者議会そのものの PR、全国の若者事業との協働など、若者ならではの視点を盛り込んだものとなってきた。

またこの活動を通じて当のメンバーらは、自他ともに認める人間的成長を遂げ、その後の進路選択にも影響を及ぼすようになった。

2. 地方創生、消滅可能性都市、自治体人口戦略をめぐって

新城市の若者議会は、2013年秋に施行された市長選挙マニフェストに基づき政策化されたが、その検討過程のさなかの2014年春、『日本創生会議・人口減少問題分科会』報告書（通称「増田レポート」）が発表された。このレポートは、全国市町村の人口動態をもとに「消滅可能性都市」をリストアップしたことで大きな反響を呼び、国・地方自治体の「地方創生」戦略策定の呼び水ともなった。

新城市は愛知県内の市では唯一の「消滅可能性都市」に挙げられ、少なからぬ衝撃が広がった。特に新城市では進学、就職を機にした若者世代の流出が顕著で、人口社会減の中心となっているため、その文脈でも若者政策が俎上に乗せられることになった。

“若者に魅力あるまちをつくることで人口流出を抑制し、若者定住をめざす”といった発想を思い浮かべていただければよいだろう。

若者政策にはこのような志向が当然含まれているが、だがそれは一部分であるに過ぎない。

新城市の若者政策は、生まれ育った若者を自地域に「囲い込む」ことを目指したのではなく、むしろより意欲的に、より多様に羽ばたけるようにすること、そのための環境をつくり、公共的経験の場を用意し、社会的に成長できる機会をつくることをめざしてきた。

また自分の地域を深く知り、より良いまちにするために行動するすべを手にするすることで、愛着や責任を深め、進路選択に新しい可能性を加えることができるとも考えられてきた。

そもそも地方部から都市部への人口流出については、しばしば表面的に理解されることが多い。

新城市でも隣接する工業都市や中核市、名古屋圏や首都圏への流出が続いているが、そこには転出入の深い相関関係が存在している。相対するどの都市との関係を見ても、ただ一方的に流出するだけのものはない。転出があれば必ず転入があり、その比率も極端に偏ったものではなく、転出が転入を1~2割程度上回るために流出超過の結果となっている。新城市への流入が多い郡部町村との関係でも同様で、新城市から町村部への転出も途切れることがない。

人口移動の原因となるさまざまな契機やライフイベントのサイクルを見ても、このような相関関係があることは容易に理解できる。つまり産業経済の上でも、生活圏の重なりの上でも、圏域市町村間には密接な相互依存関係が存在しているということであり、そこで絶え間ない人口流動が起きることで地域社会の新陳代謝が進行していくということである。

人口移動のこのダイナミズムを無視して自地域から人が出ていなくなるように企図しても意味をなさないばかりか、社会の活性を阻害するか、減少する人口を奪い合うかの帰結をみるだけだろう。

2024年春に発表された「第2次増田レポート」は、この当然の帰結を追認する形となったが、市町村が個々に自区域の「人口増を目指す」（「消滅可能性都市にならないために人口減をくい止

める)ことを目標化する限り、この悪循環から抜け出すことはできないのではないだろうか。

新城市の若者議会は、市内在住・在学・在勤のメンバーだけでなく、市外で共感を持ったメンバーも共に一つのテーブルに着いて行動し、さらには各地に広がったOB・OGらの恒常的ネットワーク団体(「若者議会連盟」)も立ち上げて、若者同士のつながりを内外全域に求めている。またこのような主体的なかかわりの中でこそ、地元地域とのつながりを自ら開拓できる。

若者政策の社会的意義は、このような志向を深掘りすることによってより深く検証されるだろうと思われる。

3. 「若者が活躍できるまち」

新城市の若者政策は、「若者が活躍できるまち」づくりをめざしてスタートしたが、そのためにも条例化・予算化した若者議会を設置したのは、何よりも公共政策の形成過程や意思決定に若者が参与する仕組みを用意するためである。

急激な人口減少と少子化が高進し、国が諸々の社会政策の基底に据えてきた「標準家庭モデル」も過去のものとなり、社会保障制度を支える生産年齢世代への負担が過重になるなかで、変化に適応した新たな諸制度を構築する必要は誰もが認めている。

それに呼応して国でも「若者・女性活躍社会」が標榜されるが、確かな成果を挙げてきたとは言いがたい。諸制度を担うべき当の「若者・女性」の意思を的確に反映させる仕組みが欠落していることも、その一因だ。

「若者・女性活躍社会」を実現したいのであれば、彼・彼女らが何を望んでいて、何を望んでいないのかを自ら発信できること、自分たちたちが望む社会状態に近づけるために公共政策過程に働きかける機会が保証されていることが、必要不可欠であろう。

新城市の若者議会はそのささやかな第一歩だったが、同地方の中核市・豊橋市でも「わかば議会」の名称で同様の仕組みによる事業が開始された(2020年度より)。

同じように若者がまちづくりに主体的に関与したり、国に若者政策の本格化を求めるロビイングを進めたりする活動が活発に展開されている。毎年開催される「わかものまちサミット」のように、全国的なつながりをつくる取り組みも続けられている。

「若者が活躍できるまち(社会)」を実現させるための諸条件は、確実に醸成されつつある。

4. 「世代のリレーができるまち」—地域経済循環の一断面

新城市の若者議会の立ち上げにあたっては、ヨーロッパ諸国の先行事例に触れたことが大きな契機となった。2012年イギリスで開催された市の国際交流事業に参加した若者代表が、参加諸国の若者議会活動(Youth CouncilやYouth Parliament)に強く啓発されたのである。

概観してヨーロッパ諸国では、1960年代後半から若者政策転換の模索が始まり、1970年代以降に国によって違いはあるものの、今日われわれが見るような形へと進化してきた。

従来の若者政策は日本でいう「青少年問題対策」と同じく、非行防止や犯罪青年の更生、職業

教育など、若者を取り巻く否定的環境への対処が主であったが、若者を一つの社会的パワーととらえ、社会政策のプロセスにいかにか主体的に参画させるかに政策のシフトが移行したのである。

当時ヨーロッパではかつて経験したことのない「スタグフレーション」経済のもとで若者の高失業率が定着し、雇用問題が最大の政策テーマとなっていたことが背景になっていた。

では現代日本の問題はどうか。雇用形態の不安定化、現役世代の負担増大、結婚・出産・子育てのしにくさ、社会保障制度の不透明化など、若者の生活や将来設計のための経済基盤全体が劣化している。

新城市ではまちづくりの大きなコンセプトを「世代のリレーができるまち」（自治基本条例、総合計画など）においてきたのだが、地域経済戦略の中に若者政策を位置づける上では、世代間の経済循環にも目を向けるべきだと考えてきた。

一般に高齢化率が 30%を超えるような地方部の所得においては、年金収入の占める割合が大きくなることが知られている。かつて地域の研究機関が、長野県のある村で村民所得の悉皆調査をしたところ、年金の割合が 50%に上ったとの報告に接したことがある。新城市ではそこまではいかないとしても、およそ 3分の1程度のシェアになると推測されている。

ここでとくに注意を払う必要があるのは、都市部に比較して高齢化率が高い地域では、若者の数（賦課負担額）に比して年金収入もまた相対的に多くなるという事実である（年金会計は地域ごとに賄われているのではなく、国全体で運営されているため）。

そしてこの年金収入は一次的には地域金融に流入し、二次的に各世帯の消費支出を支えている。地域内に有望な投資先がなければこの地域金融の資金は、より有利な運用先を求めて域外に流出していくだろう。

公共政策と地域金融とが連携して、地域に新たな資金需要を生み出す事業をつくることによって、高齢世代の所得が若者世代により有利な形で還流する仕組みを構築できるのではないか。

このような想定に基づいて新城市では「産業自治」の理念のもとに「地域産業総合振興条例」の制定や「地域雇用創造協議会」の取り組みなどを進めてきたが、これらはまだ道半ばである。

5. 若者議会の 10 年—日本のスタンダードに

このように見てきて分かるように、若者政策は孤立した単独自治体の取り組みにとどまっていれば、本来の成果を挙げることはできない。

若者は子どもから大人への「移行期」にあるからこそ、自らの可能性を求めて移動をいとわず、その向かう先は全世界に広がる。「流出を抑える」との決まり文句でそれを阻むべきではなく、その選択肢が広がることを後押しすべきなのだし、その中で新たな交通形態や交流形態を獲得し、若者世代としてのアイデンティティ打ち立てることをこそ援助すべきだろう。

長らく空白状態にあって、若者の社会参加や政治参加を閉ざしてきたわが国で、本格的な若者政策を起動させる以上、その原点には、若者が、自分たちが社会に影響力を及ぼす存在であることを知り、そのための行動に出ることに価値があると思える自信・自覚・自尊を獲得することに

置かれるべきだろう。

若者議会を日本のスタンダードに。若者政策が日本の未来を変える。そう主張する所以である。

注) 筆者は 2005 年から 2021 年までの 4 期 16 年間新城市長を務めた後引退したが、若者議会・若者政策は現市政によっても引き継がれ、展開されている。

なお新城市の諸政策については以下の文献を参考にされたい。

穂積亮次『自治する日本 ―地域起点の民主主義』 萌書房 2016 年

松下啓一・穂積亮次『自治体若者政策・愛知県新城市の挑戦 ―どのように若者を集め、その力を引き出したのか』 萌書房 2017 年

松下啓一・鈴木誠・田村太一・穂積亮次『選挙はまちづくり ―わかりやすく・おもしろく (公開政策討論会条例ができるまで)』 イマジン出版 2020 年

松下啓一『自治するまちのつくり方 ―愛知県新城市の「全国初の政策づくり」から学ぶもの』 イマジン出版 2021 年

松下啓一・前澤このみ・長坂宏・川窪正典・穂積亮次『「支える人を支える」まちを創る ―福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例(新城市)の意義・展望』 風媒社 2023 年

地方における「子ども」「若者」支援とは —安芸市保育所統合移転統合の議論から—

宇都宮千穂（高知県立大学）

はじめに

本報告の目的は、人口が少ない地方における「子ども」「若者」支援として、何が求められるのかを検討していくことである。子どもや若者への支援政策は、2023年4月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月に「こども未来戦略」が策定されたことで、本格化したように見える。実際、「こども未来戦略」の基本理念には、「①若者・子育て世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」とあり、総額3.6兆円をかけた政策が開始されたⁱ。

だが、地方に視線を向けると、「こども未来戦略」に掲げられた理念の実現には、ほど遠い現実がある。例えば、所得を増やす以前の問題として、地方における産業の縮小と雇用の劣化がある。人手不足と言われるが、地方においては高収入が見込めるような産業は少なく、雇用はサービス業などの低賃金職種や非正規雇用が多い。このような地方経済において、所得を増やすことは簡単ではない。そもそもなぜこのような状態になったのか、検討が必要な問題である。同様に、社会全体の構造や意識を変えることや、切れ目ない支援を理念として掲げることは重要なことではあるが、これまでの政策でそれらが全く行われていなかったわけではない。今、必要なことは、これまでの政策を振り返り、その成果と課題を地域の実態から明らかにすることだろう。

現在、地域における「子ども」「若者」支援策の中心にあるのは、2014年に新設された「子ども・子育て支援新制度」であるⁱⁱ。これは市町村が主体となって、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を行うしくみである。そこでは「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」が設けられ、幼児期の子どもをとりまく環境整備が進められている。したがって、制度の中心にあるのは保育や教育であり、それらの実施ためには教育および保育施設は必要不可欠なものとなっている。

だが、それら施設の現状はどうだろうか。地方においては保育・教育の場は市町村立あるいは県立の学校や保育所であることがほとんどで、その多くは老朽化や耐震補強の遅れ、利用者の減少、維持管理費用が課題となっている。自治体によっては、公共施設マネジメントを実施し、学校教育施設を含む整理統合を図ろうとしている場合もある。その一方で、学校や保育所は、子どもがいる・いないにかかわらず重要な施設であることが認識され、簡単には統廃合できない現実もある。そのことは、防災活動や災害時避難時として、学校や保育所が拠点施設となることから明らかである。このように保育・教育施設をめぐるのは、多方面からの課題を突きつけられ

ており、その解決には住民の意思決定が重要になるのである。

そこで本報告では、「こども」「若者」支援の基盤となる保育所に着目し、多くの自治体で課題となっている移転統合を検討したい。そのうえで現状を理解したうえで住民が納得できる政策はあるのか、政策立案の際には何に注視すべきなのかを考えたい。分析対象とする事例は、高知県安芸市における保育所移転統合である。

1 高知県安芸市とは

高知県安芸市は、高知県東部に位置する自治体である。南側は土佐湾に面し、北側は中山間地域となっている。市内中心部には二級河川の安芸川と伊尾木川が流れ、市街地と平地農業地域が広がっている。人口は16,243人、世帯数7,307で、高知県東部2市4町3村の中心的な位置付けにある自治体である。また近年、南国安芸道路の整備が進み、安芸市から高知市までは車で片道1時間程度であることから、高知市からの通勤・通学圏内になりつつある。

2020年の産業別人口をみると、上位3業種はサービス業2,763人、農業2,019人、卸・小売業941人となっており、農業人口の多さが特徴である。専業農家が多く、その理由として施設園芸が中心であることが挙げられる。ここでは、ナス、ピーマン、シシトウ、ミョウガが栽培されており、なかでもナスの収穫量は県内生産の9割を占め、全国生産量第1位の高知県のナス産地形成に貢献している。また中山間地域ではユズ栽培も盛んで、生産量日本一となっている。だが近年、農業人口は減少し、2020年では25年前の調査（1995年）の7割程度にまで落ち込んでいるⁱⁱⁱ。

主要産業の減退とともに、人口も減少している。1960年から2020年の50年間で、約3万人から16,000人とほぼ半減し、年齢構成は60歳以上の割合が高くなっている。直近5年間の人口減少は1,000人となっており、減少傾向が続いている。減少数を自然減数と社会減数の比較でみると、2000年以降では、ほぼ毎年自然減が上回っており、人口流出よりは出生数の少なさ自体が課題である。特に2015年以降の出生数は毎年100人以下となっており、人口減少対策の必要性が強く認識されている^{iv}。

2 安芸市の「子ども」「若者」支援策

では、安芸市の「子ども」「若者」支援はどのようにいわれているのだろうか。安芸市では、2015年に「子ども・子育て支援事業計画」（以下、子ども子育て支援事業）が策定され、第1期5年間（うち最終年度は見直し期間）が実施されている。現在は第2期にあるが、ここでは主に第1期の内容をみておきたい。

第1期子ども子育て支援事業は、4つの基本理念と、4つの基本目標が設定されている。具体的には以下の通りである。

まず基本理念は、①子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭が夢や自信を持てる環境づくりを推進します、②安心して子供を生み育てやすい地域環境づくりをめざします、③子育てサー

ビスの向上、情報公開の推進を図ります、④「子どもの視点・意見」を大切に、郷土・家族・人を愛せる子どもが育つような環境づくりに努めます、となっている。その上で基本目標として、①子どもと子育て家庭への支援、②地域における子育ての支援、③仕事と子育ての両立支援、④子ども教育環境の整備、が掲げられている。

こうした基本理念・基本目標の設定の背景には、「子ども・子育て支援新制度」で市町村に課せられている地域の子育てニーズ調査がある。子ども子育て支援事業は、子育て支援対象となる世帯へのアンケート調査に基づいて計画が作成されるためである。安芸市の調査では、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯の全数が対象となっており、回収率は双方とも 80%であった。対象世帯の全数調査であるうえに回収率は高いことから、安芸市の事業計画は、地域のニーズを反映した結果であるといえる。

また、子育て支援に関する政策には「次世代育成支援対策」（2005 年施行、次世代育成支援対策推進法に基づく）があり、安芸市でも 2009 年度に「安芸市次世代育成支援行動計画（後期）」

（以下、次世代育成支援）が策定されている。ここでは、「地域における子育ての支援」や「仕事と家庭の両立の推進」「適正な保育所運営」などの 8 項目のもとに具体的な対策が実施されている。上述の第 1 期「子ども子育て支援事業」では、先行計画であったこの「次世代育成支援（後期）」の事業内容に紐付けながら、達成状況を確認し、事業計画をたてている。国の政策が変われば自治体における事業の継続性が問われるが、安芸市においては継続性を意識した第 1 期子ども子育て支援事業が作成されたといえる。

3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「子ども・子育て支援事業」の関係

ところで自治体では、上記とは異なるアプローチによる「子ども」「若者」支援も存在する。それが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、まち・ひと・しごと）である。これは地方創生政策として登場したもので、人口問題を主眼においた国の「長期ビジョン」と「総合戦略」があり、それに基づく形で地方自治体でも「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」が策定されている。その総合戦略が「まち・ひと・しごと」であった。

安芸市でも「安芸市総合計画」と関連づけられて、2015 年に「まち・ひと・しごと」が策定されている。安芸市の「まち・ひと・しごと」は、将来展望・基本理念・中期展望・基本対策・基本目標で構成されており、いずれも国が策定した「まち・ひと・しごと」の内容に沿って作成されている。実施政策をまとめる位置付けにある「基本目標」をみると、①産業振興により安定した雇用を創出、②安芸市へ新しい人を呼び込む、③若い世代が安心して、結婚、出産、子育てができるまちをつくる、④時代に応じた地域社会をつくる、が挙げられており、これも国の「まち・ひと・しごと」の基本目標に沿ったものである。このうち基本目標③は、「子ども」「若者」支援とみられる目標であるが、安芸市の場合、その多くの項目が「子ども子育て支援事業」で計画されている事業となっている。おそらく、多くの自治体において「まち・ひと・しごと」は、既存の事業や関連する政策を組み込みながら、めざす目標に近づくように自治体運営が行わ

れていると思われる。

以上から「まち・ひと・しごと」と「子ども子育て支援事業」の関係は、総合戦略である「まち・ひと・しごと」に「子ども子育て支援事業」の事業が組み込まれていることがわかる。これは、捉え方によっては、子どもや若者支援が「少子化対策」の一環であるとみることができる。しかしながら「少子化対策」と「子ども子育て支援」では、掲げる目標やそれに至る道筋が必ずしも同じではない。国や自治体において「少子化対策」が優位になれば、「子ども子育て支援事業」は子どもを増やし日本社会を維持するためだけの政策になるおそれがある。少子化対策に注目が集まる現在、「子ども・子育て支援事業」がめざす保育や教育の本来のあり方や目的を再確認することが求められるだろう。

また「まち・ひと・しごと」では、エリアマネジメント、都市のコンパクト化、定住自立圏構想など、公共施設や生活インフラの集約を根底に置く政策がある。こうした政策と「子ども子育て支援事業」が矛盾なく遂行できるかどうか、そのためには何が必要なのか、議論が必要であろう。

おわりに ——安芸市における保育所移転統合——

以上をふまえ、本報告では、保育を担う公共施設として重要である保育所に焦点をあて、子ども子育て支援の成果と課題を明らかにしていく。そのうえで、「こども」「若者」支援として自治体に何が求められているのかを示したい。

当日は、以下の内容で、報告を行う。まず安芸市における保育所の現状と課題をデータとインタビューをもとにとらえ、保育や教育への影響を明らかにしたうえで、保育所が「こども」「若者」支援においてどのような役割を果たしているのかを確認する。また過去に起こった訴訟問題に触れ、地域における保育所の重要性を指摘するとともに、公共施設でもある保育所の役割を示す。そして現在開催されている「保育所移転統合検討委員会」での議論を紹介し、保育所移転統合の論点を整理していく。以上をふまえ、保育所移転統合の決定に誰がどのようにかかわるべきなのかを考察する。そのうえで、「こども」「若者」支援として、何が求められるのかを示したい。

i こども家庭庁 HP/こども未来戦略とは (<https://www.cfa.go.jp/resources/strategy>)
2024.10.25 閲覧。

ii 本報告では、子育て世代が20～30歳台が中心であることを考慮し、「子ども・子育て支援新制度」は、若者への支援策でもあるとして論をすすめる。ただし筆者は、「若者」の定義は、状況によって異なるものであり、議論が必要であることは認識している。

iii 安芸市 HP/安芸市の統計データ (<https://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=10>)
2024.10.25 閲覧。

iv 高知県立大学地域教育研究センター『「安芸市少子化対策強化基本計画」策定のための調査・研究報告書』2019年

v 内閣官房・内閣府「地方創生」/関係法令・閣議決定等
(<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/index.html#an6>) 2024.10.25 閲覧

NPO による子ども・若者支援の現状と課題 —「ぎふハチドリ基金」を事例として—

菊本舞（岐阜協立大学）

1. はじめに

昨今の自治体による子ども・若者支援策は、特に地方においては主として人口減少に伴う少子化対策の一環として位置づけられている。子ども及び子育て世帯に対する子育て支援については就学前支援に関する窓口のワンストップ化を図ることで、子どもの成長段階や変化に応じて必要となる支援につなげる試みがとられること等においては一定の成果をあげてきている自治体もある一方、例えば「子ども・若者育成支援推進法（2010(平成 22)年 4 月施行)」に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の設置や「子ども・若者総合相談センター」の機能についてすべての自治体が確保している状況にはない。

また、子育て世帯のライフスタイルの生活ニーズ充足のあり方の多様化から、自治体による子育て世帯層のニーズのすべてを満たすような支援策の在り方を追求していくことは困難が伴う。さらに、自治体の就学前支援・その後の就学支援等に該当しない子ども・若者に対する支援ニーズも多様になっており、とりわけ若者に対する公的支援は十分とは言えない。

多様化する支援ニーズにもかかわらず公的支援の拡充には限界があるために、従前より、ニーズを有する当事者（およびその家族ら）は、セルフヘルプ型の支援ニーズを充足するための市民活動や、中間支援団体による非営利の市民向けサービスを実施する様々な活動を生み出してきた。しかしながら、公的支援の及ばないニーズに対応する非営利の市民活動団体等においては慢性的な資金及び担い手の不足という課題を抱えており、継続的な支援を可能にする基盤を築くことが難しい。

そこで本報告では岐阜県内の公的支援の及ばないニーズに対応する子ども・若者・子育て世帯を支援するために設立された「ぎふハチドリ基金」を事例として、基金の支援対象である子ども・若者及び子育て世帯の支援団体及び活動の実態より、その現状と課題を明らかにすることを試みたい。

2. 「ぎふハチドリ基金」の概要

「ぎふハチドリ基金」は 2012 年に中間支援 NPO である「特定非営利活動法人 ぎふ NPO センター」が事務局を担う市民ファンドとして設立された。2017 年 12 月には「特定非営利活動法人 ぎふハチドリ基金」として法人化されており、2020 年 3 月には認定 NPO 法人となっている。

企業、各種団体、個人等から受けた寄付を基金として、岐阜県内の子ども・若者・子育て家庭への支援活動に取り組む NPO 等市民活動団体に助成することを通じて、経済的困窮・発達障がい・いじめ・不登校・引きこもり・ニートといった様々な困難を抱えている地域の子どもが暮らしやすく子育てに優しく、また働き続けられる地域となることを目指している。

支援活動例としては、子ども食堂、フードバンク、学習支援、就労支援、居場所づくり、ネットワークによる支援、相談活動等があり、地域における支え合いを広げ、子どもや若者、子育て家庭への支援が行き届き地域の活力につなげていくことを目指す理念を共有している。

3. 「ぎふハチドリ基金」の助成事業

昨年度の助成実績は助成事業 32 件：総額 7,524,635 円（2023 年度）であった。

今年度採択された助成事業は 29 件：総額 7,358,500 円であり、内訳は以下のとおりである。

(1) 事業助成：22 件 6,472,000 円

（うち 14 事業 334 万円分は企業冠基金として「たんぼぼ薬局キッズまんぷく基金」

「こくみん共済 coop 子ども成長基金」「東海ろうきん未来応援寄付金」からなる）

①すばっと助成＝事業費・物品購入費等の一部：6 件

②はじめる助成＝実績 3 年以下の活動：6 件

③つづける助成＝事業継続：7 件

④はばたく助成＝事業拡大：3 件

(2) 前年度からの継続事業：3 件 180,000 円

（企業冠寄付金「たんぼぼ薬局キッズまんぷく基金」）

(3) 利用負担軽減助成：4 件 706,500 円

4. 「ぎふハチドリ基金」の現状と課題

助成事業メニューについては年度による変更点があるため、経年の助成実績比較を単純化することは難しいが、助成事業に採択された団体の実績や助成金額及び内容そのものを検討することで傾向をつかむことは可能である。現状の分析については当日資料の中で示すこととして、本稿においては 2 つの点にふれておきたい。

助成実績にも表れているように、子ども食堂をはじめとする事業の実施に必要な経費の申請や利用者の交通等の助成等、事業を継続する上での助成申請が多い。すなわち助成を受けることで当面の事業継続には寄与しているといえよう。しかしながら、現状維持のために少しでも助成を受けようとするところが多いということは、それ以上の事業拡大や継続性を高めるための基盤づくりをめざすまでには至らず、市民活動団体や活動そのものの基盤強化や団体間のネットワークの構築、ひいては団体の担い手や事業の継承には必ずしもつながっていない。

また、近年の申請団体の傾向として、基金の設立当初に支援の中心としてとらえられていた「困難」のとらえ方の多様化がみられる。もちろん設立当初より重視されていた公的支援の対象

とはならないような個別の「困難」をニーズとしてとらえ基金ならではのサポート活動として申請・採択され助成に至る事業は全体的な傾向であり本基金の特徴である。しかしながら、例えば2024年度に採択されている事業の中には中山間地の子どもたちに向けた学習支援・居場所事業が含まれている。これらは個別ニーズとしての「困難」を抱えている子どもや若者がすでに存在しているというよりも、過疎化する中山間地において子どもの数が激減していることから、子どもの学習環境・教育環境あるいは子育て環境を維持できなくなることに対する危機感を地域全体の「困難」ととらえることから申請・採択に至っているケースと考えられる。

5. まとめにかえて

少子高齢化と人口減少が一層進む地域における担い手の不在の問題は、子どもや若者を支援する地域社会そのものの維持の「困難」となって認識されるに至っている。とすれば、本基金の意義や期待される役割についても新たな局面を迎えているといえるかもしれない。

*当日の報告に際し別途資料をご用意します。

Ⅲ 企画セッション

会場:1号館 127 教室
ファシリテーター:除本理史(大阪公立大学)

テーマ:「地域の価値」論の発展に向けて

報告①

「地域の木の価値づけを通じた家具産地社会の再構成」
横田宏樹(静岡大学)

報告②

「地域の持続的発展と真正性の装置としての映画館」
岩本洋一(久留米大学)

コメント

長尾謙吉(専修大学)

総括的リプライ

佐無田光(金沢大学)

<企画セッション>

「地域の価値」論の発展に向けて

ファシリテーター 除本理史（大阪公立大学）

1. はじめに: 企画の趣旨

2024年4月、民間の有識者グループ「人口戦略会議」は『地方自治体「持続可能性」分析レポート』を公表した。これによれば、全国744（43%）の自治体で、2050年までに若年女性人口（20～39歳）が半減し、最終的には消滅する可能性があるとされる。若年人口がすでに急減しており、このままではさらに深刻化することから、政府も「異次元の少子化対策」を掲げざるをえなくなっている。他方、地方に移住し、地域と関わって暮らすことを選択する若い人たちも増えてきた。こうしたトレンドは、「ローカル志向」「田園回帰」などと呼ばれ注目されているが、その意義は、自然や景観、伝統、文化、コミュニティ（共同性）など、暮らしの豊かさを支える地域固有の要素を再評価しようとする点にある。現代の「地域おこし」や「まちづくり」は、この再評価によって、「地域の価値」をつくろうとする運動である。

これは本来、地域内発的な取り組みだが、「地域の価値」は企業サイドからみても利潤追求のフロンティアになっている。地域活性化のためには「地域の価値」をもとにビジネスを起こすことも必要だが、オーバーツーリズムのように過剰な「商品化」は問題を生じさせる。また、地域内経済循環を生み出すことで、経済余剰が域外に漏出するのを防がなくてはならない。より根本的には、「真正性」をめぐる緊張として論点化しうるような、「商品化」に対する戸惑いや疑念をどのように考えるのか、という問題もあろう。

「地域の価値」の概念を理論的に掘り下げるとともに、「地域の価値」をつくる各地の取り組み事例をつぶさに検討し、諸課題に対処しつつ地域を豊かにしていくための政策論を提示していくことが求められている。本セッションは、以上の問題意識のもとに企画された。

なお本セッションは、日本地域経済学会の共同研究プロジェクト「現代資本主義における地域の内発的発展と『地域の価値』」（2018年1月～）の研究成果に基づいている。同プロジェクトによる成果の一部は、『地域経済学研究』第38号（2020年3月）の企画特集『「地域の価値」を考える』などで発表しており、それらを踏まえて、2024年12月に除本理史・立見淳哉編著『「地域の価値」の理論と政策』（仮題、中央経済社）を刊行する予定である（本要旨執筆時点は2024年10月）。本セッションでは、このうち2つの章を取り上げ、概要を報告するとともに、参加者とともに議論を深めたい。

2. セッションの構成

本セッションの構成は次の通りである。

- ・趣旨説明 除本理史（大阪公立大学）
- ・報告1 「地域の木の価値づけを通じた家具産地社会の再構成」横田宏樹（静岡大学）
- ・報告2 「地域の持続的発展と真正性の装置としての映画館」岩本洋一（久留米大学）
- ・コメント 長尾謙吉（専修大学）
- ・総括的リプライ 佐無田光（金沢大学）

以下に報告1および2の要旨を記す。

1) 横田宏樹（静岡大学）「地域の木の価値づけを通じた家具産地社会の再構成」

地域産業の誕生の起源の一つは、その地域に豊富な自然資源が存在したことである。しかしながら、資本主義経済の下で経済成長を追求した人間は自然を一方的に利用することで、日本では資源が減少し、国内資源が不足すると海外からの輸入を増大させていった。

家具の原材料である木材についても同様であった。その結果、国内の木材自給率は1950年代後半以降半以降下がり始め、2002年度には18.8%まで低下した。その後、政策的運動もあり、木材自給率は約40%まで上昇してきたが、その運動の中で積極的に利用されている樹種は針葉樹であり、家具に使われる広葉樹に関してはそうとは限らない。しかし、家具においても国産材や地域産材の広葉樹の利用が近年、各地域において取り組まれている。

このような背景から、本報告は、家具における地域産材の利用、とりわけ日本有数の家具産地であるが広葉樹産地ではない静岡での取り組みを取り上げ、地域の木を活用する意味やその価値について考察することを目的とする。

2) 岩本洋一（久留米大学）「地域の持続的発展と真正性の装置としての映画館」

2000年代以降、「地域ブランド」「リノベーション」「空き家・古民家再生」「アートプロジェクト」などの取組みが各地で展開されるようになった。また、各々の地域において、自然、景観、街並み、建築物、ものづくり、伝統文化などから「地域の価値」を発見し、再評価する動きが広がりを見せている。そこでは、物語性や審美性、そして、これを根拠づける「真正性」（オーセンティシティ）が地域づくりにおいて重視され、すでに存在しているものに象徴的な意味（物語）を与え、価値を付与する「創造的人材」のネットワークやメディアの果たす役割が大きくなっている。

本報告の課題は、地域が真正性から利益を得つつも、真正性が失われない「地域の価値」の意味づけの場とはどのようなものか、そのためには地域内でどのような機能を担うアクターが必要で、オーセンティックな経験（「ほんもの」の経験）を求める地域への来訪者や、「質」（価値）の規定において影響力を持つ地域外の創造的人材とどのような関係性を構築していくことが必要なのかを明らかにすることである。事例として、大分県日田市の映画館「日田シネマテーク・リベルテ」支配人・原茂樹の活動を取り上げる。

IV 自由論題報告

<第1分科会>

会場:1号館 125 教室
座長:豊福裕二(三重大学)

テーマ:産業集積・商業集積と企業行動

第1報告

「産業集積地の資金と情報の循環について—尾州地域の繊維産業を事例として—」
松本正義(名古屋外国語大学)

第2報告

「都市型集積拡張の可能性—東京都墨田区におけるニット産業の活動から—」
中島章子(駒澤大学)

第3報告

「商業集積の発展サイクルと衰退サイクルの構造研究
—京都市の商店街を対象とした組織の役割について—」
福井雅之(関西大学大学院)

第4報告

「立地的制約を克服する地域企業の行動と地域社会への影響に関する考察」
西田陽子(明治大学大学院)

第5報告

「アニメなどのコンテンツの活用 と地域経済について
—松江市と稚内市・豊富町・天塩町のガンダムマンホールプロジェクトの事例—」
倪卉、野田哲夫、章立、龐辰宇(島根大学)

産業集積地の資金と情報の循環について —尾州地域の繊維産業を事例として—

松本正義（名古屋外国語大学）

1. はじめに

本報告は繊維産業の代表的な集積地である尾州地域（旧愛知県一宮市の北部，旧尾西市，旧木曾川町）を研究対象として，洋装化が定着し需要が増大する昭和40年代において，どのように集積内に点在する多数の繊維関連業者が分業システムにて円滑に供給を行ってきたのか，小原（1991）による，産業集積地外の需要を取り込み産業集積地内での生産に結びつけ製品を市場に供給する役割とされる「中核的存在者」の概念を用いて当該地域の特殊性について分析する。

本報告の構成は，まず繊維産業集積地としての歴史、及び生産工程より当該地域の特徴をみる。次に「中核的存在者」について取り上げその定義と分類を行う。さらに中核的存在者が実際にどのような役割を担っていたのか製造工程従事者からのヒアリングを中心に相互関係を明らかにする。これにより当該地域では中核的存在者に特殊性があることを他の地域との比較を行い明確にする。

2. 当該地域の特徴

①当該地域における繊維産業の歴史について

当該地域の繊維産業との関わりは古く正倉院に現存する尾張国正税帳（734年）には，旧尾西市，旧木曾川町付近では桑が栽培され，起絹，割田絹と呼ばれる絹織物が織られていたことが記されている。その後，公家から武士の社会への変化に合わせて麻布を，江戸中期の幕府の質素儉約令時には綿布を生産していた。さらに明治に入ると生活様式の西洋化および政府の殖産興業の推進に伴い毛織物の生産へ移行した。現在も往時には及ばないが228軒の繊維関連業者が稼働おり，千年以上にわたり織物を生業としている地域である。

②当該地域の生産工程について

当該地域における織物の特徴は，織る前に原糸を染める「先染め」とよばれる手法である。この先染め手法は単に織る前に糸を染めるという意味だけではなく，「撚糸」の工程にて染めた複数の糸を撚り合わせ必要な太さにして織ることで，厚みがあるが軽いという相反する機能を持つ生地を生産することができる。さらに先染めした糸を並べることができる整経機という機器を使い，多彩な色に染めた糸を使用して複雑なデザインを創り出すこともできる。つまり先染め手法には，その後の工程との組み合わせにより当該地域でしか織ることができない付加価値を創り出すことができる利点的特徴がある。

3. 中核的存在者の役割

①中核的存在者とその分類

前掲の小原（1991）によると、日本の繊維産業集積地は、地場産業的な発展の背景を持ち、その発展過程において産地外の需要を取り込み、産地内に「資金」と「情報」を循環させる役割として中核的存在者が出現してきたとしている。さらにこの中核的存在者には産元商社を主体とする地域と、親機が主体となる地域に分かれとされ、その多くは産元商社主体であるとされている。

②中核的存在者としての「親機」

製造工程従事者からのヒアリングによると、前節で記した「先染め」の多数かつ複雑な工程を監理し、アパレル・商社から発注された服地を生産するために当該地域では「親機（オヤバタ）」と呼ばれる製織工場が仲介するとしている。他の地域にも「親機」とよばれる大規模な製織工場は存在するが、当該地域での親機は本来の製織工程の監理に加え、原糸の手配から染色の発注、前出の整経機への糸の並べ方を指示する設計、そして風合いを施す整理加工に関する指示に至るまで、全ての工程において監理を行っているのが特徴であるとしている。そしてこの親機の監理・指示の下で、実際に生産を行う各工程のことを「出機（デバタ）もしくは子機（コバタ）」と呼ぶ。つまり、当該地域ではこの親機が中核的存在者となり、子機がその指示に従い服地を生産する。

③「親機」の役割

さらに当該地域の親機的主要な役割はこれまで紹介してきた「受注」「設計」「監理」業務に加え「支払い」そして「クレーム対応」の5つに分類される。製造工程従事者からのヒアリングより親機の役割を具体的に見ていくとする。

まず「受注」とは流行や価格などマーケット情報を収集し、産地外のアパレルや商社と交渉を行い服地の発注の契約を結ぶ業務である。単なる窓口ではなくブローカーと契約し自ら契約の有利となる情報を得る点が特徴的である。次に「設計」はアパレル・商社からのデザイン画や過去の発注情報などのイメージ的な要求に対し、撚糸の組み合わせや糸の並べ方などを計画し服地にする業務である。その際、当該地域では設計に加えて原糸の発注、染色の指示も行う。そして、この設計通りに生産を行うために全工程の「監理」を行う。親機は子機の持つ織機の種類やこれまでの経験などの技術情報を把握しており、アパレルや商社から受注した仕様に対して、適切な技術を持つ子機へ生産の指示を行う。さらに子機への「支払い」業務も行う。特に月末締め、翌月の期日に「現金」で支払うことが信用の裏付けとされている。そして、分業での生産体制のため納品後発注元からの仕上がりに対するクレームの窓口として「クレームの対応」も行っている。

4. 親機を中心とした資金と情報の循環について

当該地域の親機の役割は、前節でみてきたように他の地域の親機に見られる設計業務にとどまらず、多岐にわたっていることが解かった。この多岐にわたる業務を円滑に行うために、親機は自らが持つ情報だけではなく、ブローカーから積極的に情報を集めていることが明らかになった。そしてこのような情報を自ら持つことが、他の地域では産元商社が担う、支払い業務特に現金にこだわる支払いシステム及び自らも織る技術を有する立場でのクレーム処理を親機が担うことによって子機との信頼関係が強いものになっていった。つまり繊維産業の特性である生産サイクルの長期化から生じるリスクを低減させるためには、適切な情報を監理することが不可欠であり、親機がそのためにコストをかけてその体制を維持していることを、今回のヒアリング調査によって明らかにすることができた。

このように「資金」と「情報」を親機中心に循環させることにより、産地外の商社と親機、そして産地内の子機と親機がそれぞれ独立した関係を維持することができ、洋装化の定着による既製服服地の市場拡大という変化に対応した生産体制を維持・発展させることに成功したのである。

5. 結論

これまで見てきたように当該地域ではこの中核的存在者が親機であり、他の主要な地域は産元商社が中心であることから、この親機である点において当該地域は資金と情報の循環において特殊性があるといえる。そしてこの親機を中心とした「資金」と「情報」の循環は、繊維産業の持つリスクを低減させることから生まれたシステムであり、洋装化が進む昭和 40 年代において既製服服地の需要の急激な増加に対応する供給体制を当該地域では築くことができたのである。

参考文献

- 伊丹敬之（1998）「産業集積の意義と理論」 伊丹敬之・松島茂・橘川武郎編
『産業集積の本質』有斐閣
- 小原久治（1990）「地場産業・産地の産地内分業構造と社会的分業体制の一般的特徴と存続条件及び地場産業・産地振興推進の必要性」『富山大学日本海経済研究所研究年報』
—（1991）『地場産業・産地の新時代対応』勁草社
- 大田康弘（2007）『繊維産業の盛衰と産地中小企業—播州先染織物業における競争・協調』日本経済評論社
- 一宮市長 編（1977）『一宮市史 本文下』一宮市

都市型集積拡張の可能性 —東京都墨田区におけるニット産業の活動から—

中島章子（駒澤大学）

はじめに:ニット産業の誕生と墨田区における産業の形成

現在、国内にはニット産業の産地といわれる地域が15ほど存在しており、生産量や企業数など縮小傾向が続いているものの、地方地域をはじめとして稼働がみられている。一方でニット産業が早い段階から形成された東京都においても、生産拠点は他地域へ、都内には分工場の生産管理や製品企画、営業拠点としての機能を持たせている一方で、産地内だけでなく産地外との交流をするための立地としても考えられる。この交流には、同業、関連企業と近接することによる社会的分業とは異なる、現在の産地における立地の意味がもたらされているのではないだろうか。産地内および産地外との交流の実態を観察することを通じ、都市型集積の地理的ではない拡張の可能性を探ることをめざす。

国内でニット製品の製造がはじまったのは江戸時代の中期中で、長崎で手編みのニットが作られたのが発祥とされる。江戸の浪人や下級武士の間で内職として広まり、主な中心地だったのが現在の墨田区の本所地区であり、大名の下屋敷が立ち並んでいた地域でもある（前田（2017））。

明治時代に入ってから、元武士のうち、内職の経験を生かしてメリヤス業を営む者が続き、大名屋敷がメリヤス工場に建て替わる現象が起こった。明治中期以降に進んだ洋装化と軍需によって生産の拡大がみられ、産業の基礎を築いたとされる（墨田区産業経済課（1987））。

大正時代に入るとより発展がみられたものの、主な需要先である軍需は戦争の勃発と終結により需要状況が大きく上下する、不安定なものでもあった。また東京のメリヤス業は、関東大震災の影響を受け、メリヤス業者の転廃業や操業の短縮が続くことになるが、この時期には製品の品質も向上し、肌着のほかメリヤスのシャツ、腰巻、手袋など小物類といった多様化もみられた。一部の生産機械の近代化も進んだが、それはほとんど編み立ての工程のみで、裁断や縫製においては手作業に依存しており、メリヤス業は労働集約度がきわめて高い産業であった。また需要先の多様化がみられてからの第二次大戦前までの販売先は、日本橋地区、横山町の周辺の間屋が中心で、本所地区からこれらの地域へはアクセスが容易であり、とくに小規模なメーカーにとっては好立地であった（墨田区産業経済課（1987））。

戦後、メリヤス業は戦前の転廃業者や新規の参入者により、肌着生産を中心に再開されるようになった。1969年を境に外衣生産が肌着生産を上回るようになって以降、1970年代には外衣生産が主流となった。メリヤス業者がニットメーカーと呼ばれるようになっていったのもこの時期である。外衣は流行に応じた商品展開が主となるため、メーカー側も対応が必要となっ

た。多品種少量生産が中心となり、多くのメーカーにおいて、都内には若干の裁断、縫製の工程を残すほか、管理的な部門のみが置かれるようになった。しかし一方で多品種少量生産を支える、小規模な企業を中心とする社会的分業が形成されるようになった面がある（墨田区産業経済課（1987））。縫製だけではなく、二次加工といわれる染色、刺繍、ボタン付け、プリント加工などを専門とする小規模形態の企業が、本所地区を中心に多く立地するようになった。

1. ニット産業の動向

ニット産業の動向として、市場規模を出荷額、生産量および輸出入、加えて東京ニットファッション工業組合の組合員数を概観すると、国内における生産市場の縮小がうかがえる。

まず国内出荷額は1991年の約1.8兆円がピークで、これも2020年には0.3兆円ほどまで減少し続けている。東京は全国の産地15か所のうち6位前後を推移していたが、2020年時点では3位にあたるようになった。また東京の出荷額はニット製アウターの割合が最も高く、2020年における出荷額のうち8割を占めている。次にニット製アウターを含む外衣について、直近10年のみだが、生産量、輸出入割合をみてみると、国内生産量は2012年ではおよそ3,800万枚であった以降、減少傾向が続いており、22年には2,000万枚程度である。一方で輸入量は同期間において14億から15億枚であり、市場供給量に占める輸入割合も98%程度と、輸入依存度が非常に高い状態が続いている。

最後に東京ニットファッション工業組合（以下TKF）の組合員数は、1958年の1,955社をピークに減少しつづけており、2024年4月時点の組合員数は151社と、かつての1割程度の企業数となっている。なお、うち墨田区内の企業は100社程度である。

2. 事例研究：墨田区ニット産業の企業による地域外への情報発信

企業数、出荷額ともに減少傾向にある同区のニット産業だが、自社製品、自社独自の技法を開発することで存続しようと活動している企業も少なくない。そのような企業の活動をみると、多くは自社が墨田区に立地している企業であることを宣伝しつつ、他地域へアプローチする動きも珍しくない。ここでは2社の事例をみながら、どのような地域の特徴を取りあげ、アピールしているのかを示していく。2社はA社、B社とし、A社専務、B社代表に対し、2024年9月から10月にかけて、それぞれヒアリング調査を行った。

A社は9割がOEM生産であり、1割がオーダーメイドを中心とした事業を行っている。これまで墨田区内の製造業、飲食業を中心にユニフォーム制作を行ってきており、墨田区は製造業はじめ業種構成が多様であるという面を、これまでの受け入れ事例を通して、自社のSNS等で情報発信をしている。今後は他の地域や産業に対して、それを象徴する製品を提案することも構想している。

他地域とのかかわりについて、A社専務は自身が所属しているTKFや、かつて通っていた区の後継者塾を通じて訪問している。後継者塾に関しては、他地域における同様の塾生との交流

がメインで、TKFについては他のニット産地における同業者との交流が中心である。ほかA社専務が他地域との交流に関心があることを知っている近隣の同業者が、自身が参加する交流会に誘うなどといった機会を得ている。

B社は従来から草木染、混紡品など多様な染色方法を用いており、国内の有名アパレルブランドのほか、海外のブランドからの受注にも対応してきた。同社では11年ほど前から、都内の生地問屋からの依頼がきっかけで始めた技法がある。自然で穏やかな発色と生地の柔らかさ、着心地の良さが特徴で、デザイナーなどを中心に人気がある。この技法は江戸時代に広く行われていたが、他の染め方よりも温度、湿度などの調整に人手がかかり、量産には向かない。しかしB社の代表は、伝統的な技法が現在でも都内で使用されていることを伝えるという意図もあり、生産を続けているという。この技法についての取材も多く受け、広報活動も積極的に行っているほか、TKFが運営している若手育成塾や、都内の服飾系の専門学校生の工場見学も受け入れている。

事例企業の考察:おわりにかえて

国内でのニット産業の需要が減少し続けている以上、輸出を中心とした販路拡大が欠かせない。ただ販路拡大をするより先に、まず自社の知名度を上げることを意識している企業が増えている。それは情報ツールの発達と、自社の宣伝に、事業以外の要素が求められるようになった風潮があると考えられる。

受発注先など取引先であれば、お互いに求める情報として、これまでの取引内容や納期など経営にかかるものが優先される。しかし自社の情報発信をしていくなかで、情報を受け取る相手が多様になるにつれ、非経済的な側面の情報発信の必要性が高まったと考えられる。

自社の事業内容と、それを裏付けるストーリーとして、立地する地域の歴史を盛り込むことは、特に産地産業では以前より行われてきた。そのなかでも同族企業として何世代も立地している企業であれば、より詳細に発信することができるはずである。

かつて需要先や同業他社との近接性が生産の効率に直結していた時期から、現在は必ずしも近接性だけが製造業の立地を決める要因にはなくなっている。しかし産地が形成され、成立していたような時期から立地し続けている企業にとっては、生産効率以外の要素として、自社を象徴するための立地になっているのではないだろうか。

参考文献

墨田区産業経済課（1987）墨田区繊維雑貨工業の構造分析：Fashion Industry in すみだ

東京ニットファッション工業組合（2024）会員向け提供資料

日本ニット工業組合連合会（2023）2023年度【丸・横合同部会】参考資料

前田雅行（2017）「東京ニットファッション工業組合の取り組み」一般社団法人 日本繊維製品消費科学会『繊維製品消費科学』 58巻3号、pp 244-250.

商業集積の発展サイクルと衰退サイクルの構造研究 —京都市の商店街を対象とした組織の役割について—

福井雅之（関西大学大学院）

1. はじめに

本研究の目的は、商業集積の歩行者通行量と店舗数及び店舗業種の推移調査から、発展と衰退の構造について分析し、商業集積に対して、商店街組織がどのような役割を有しているのかを考察することである。

商店街の衰退が社会問題となって久しいが、有効な解決策は見出せていない。令和3年度の『商店街実態調査報告書』によると、後継者不足、店舗老朽化、空き店舗などが商店街の問題として扱われているが、これらは個々店舗の経営力不足の問題である。一方で、活力ある商店街も存在するが、そこには経営力のある店舗ばかりが立ち並んでいるわけではない。では、商店街の発展と衰退の違いは何によって生まれるのだろうか。これが本研究の問題意識である。

本研究では、集積と組織を分けて議論を展開し、商店街とは商業集積上に商店街組織が形成された状態を指す。京都市の複数の商店街を対象として、「商業集積の内部構造」と「商店街組織の活動」の両面からの調査によって、発展と衰退のメカニズムを明らかにしたい。

2. 先行研究

商店街の通行量の関係に注目した先行研究としては、通行量と複数の都市の中心市街地商店街の関係を分類した研究（杉村 1972）、大型店の郊外出店の影響によって、中心市街地の歩行者通行量が減少し、商業集積の活力がなくなっているとした研究（山川 2004）、通行量が集積内の回遊性とまちのにぎわいに影響することを示し、小売店舗数と売上に相関関係を明らかにした国土交通省によるガイドライン（2021）などがある。しかし、通行量を説明変数として、商業集積の内部構造の経年変化から、発展と衰退を現地調査によって考察した研究はない。

3. 1. 商業集積の通行量と店舗数の抽出

図1は、京都市内の30商店街を対象とした1980年の通行量と店舗数の相関関係を示したものである。まず、1980年から2024年にかけての商店街の店舗数の推移を調査した。その結果、店舗が増加したのは2つの商店街のみであり（中京区Hと下京区F）、他はすべて減少していた。ただ、店舗の減少の仕方



図1 出典：通行量は京都市・京都商店連盟(1981)『通行量調査』、店舗数は京都商店連盟『京の商店街1980』より筆者作

は2つのパターンに分けることができた。ひとつは、店舗の「大型化」による減少（上京区 A、中京区 A・B・C・D・E、下京区 C）である。小規模な店舗が複数併合され、建替えられた建物の規模が大きくなったことで、集積内の店舗数が減少するケースである。もうひとつは、同集積内に住宅・マンション・駐車場などの非店舗化が進むことによって、集積内の店舗数が減少するケースである。多くの商業集積で非店舗化による店舗の減少が進んでいた。

3. 2. 商業集積の店舗業種構成の変化

図2は、1980年から2024年までの小売業、飲食業、サービス業の店舗数と割合の変化を表したものである。小売業は全ての商店街で減少していたが、飲食業とサービス業は、商業集積によって増減の違いがみられた。小売業の減少を他の2業種によって補うことができたかどうか店舗数の増減を決定していた。

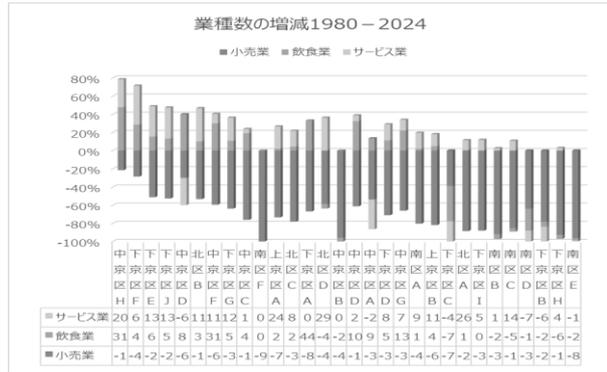


図2 出典：1980年『京の商店街1980』をもとに、2024年3月23日から28日に現地調査とヒアリングにより筆者

3. 3. 地域内資本店舗と地域外資本店舗

商業集積には、当該地で創業した地域内資本店舗（以下本店）とチェーン店などの地域外資本店舗（以下支店）が存在する。図3は、商業集積の店舗数の増減順に本店、あるいは支店の割合を表したものである。中京区 A・B・C・D・E と下京区 C は支店の割合が高かったが、これらの商業集積は上京区 A を除いて大型化が進んだ商業集積であった。

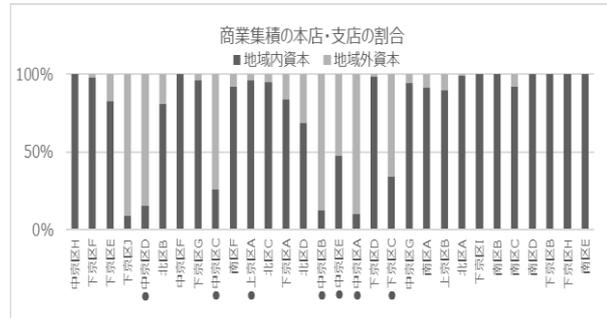


図3 出典：2024年3月23日から28日に現地調査とヒアリングにより筆者作

の割合が高かったが、これらの商業集積は上京区 A を除いて大型化が進んだ商業集積であった。店舗の減少が激しい中京区 G より右部分の商業集積は、本店の割合が高く、支店の出店が無いか、あるいは少ない商業集積であり、非店舗化が進んだ商業集積であった。ただ、店舗数が増加した中京区 H、下京区 F・E（グラフ左部分）も本店の割合が高く、支店の出店が無いかあるいは少なかった。

3. 4. 商業集積の通行量の変化

図1で調査された商店街のうち、北区 A・B、中京区 A・B・E の1980年と2024年の同時期における5つの商店街の通行量を比較した。その結果、北区 B を除いて4つの商店街で減少していた。ただ、1980年の時点で通行量が多かった商業集積（中京区 A,B）では、2024年の時点でも1日あたり3万人を超える通行量があった。これら商業集積内の店舗は大型化が進み、地域外資本店（支店）が多いことから、新規の出店を呼びやすい商業集積であるといえる。これに

対して、1980年の時点で通行量が少なかった商業集積（北区A）では、2024年の時点において、通行量の減少が-71%と著しく、商業集積内の店舗数を減少させながら、同時に非店舗化が進んだ商業集積であることがわかった。

3.5. 商業集積に対する商店街組織の取組みと役割

商店街組織としての取組みは、これまで検証してきた商業集積の競争力と特徴に関与できるのだろうか。まず、商店街組織の取組みのなかで、通行量に影響する可能性がある街路灯、アーケード、舗装道路の環境整備の有無について調査した。続いて、非店舗化への対応策として、住宅、共同住宅や駐車場などの建築物等の用途制限が可能となる「地区計画」の有無を調査した。さらに、店舗誘致・業種への対応策として、強制力はないが、商店街組織独自の「自主ルール」と「テナント管理」の取組みの有無について調査し、これらを比較検討した。

3.6. 商業集積の発展サイクルと衰退サイクル構造の考察

商業集積内の通りが、都市や地域の人々の移動や生活の動線となっていて（自然通行量）、かつ通行量が多い場合は、通行客数を求めて大規模店舗や経営力のある新規店舗が出店する。新規店舗による集客と新たな客層の創造（集客通行量）が、さらなる新規店舗の出店を生み、新旧及び本支店との競争環境が形成されると考える。これが商業集積の発展サイクルとなる。

これとは反対に、商業集積内の通りが、都市や地域の人々の移動や生活の動線となっておらず、通行量が少ない場合は、新規出店の動きは鈍い。さらに、既存店舗の経営努力も乏しい場合には、既存店舗による集客と新たな客層の創造が見込めず、競争環境も生まれないので、原則として老朽化、撤退し始め、非店舗化が進みやすい環境となり、空き店舗も目立ち始める。これが商業集積の衰退サイクルであると考えられる。

むすびにかえて

たとえ、商業集積内に通行量が少なくても、店舗が増加した中京区Hや下京区Fのような実例があり、立地条件だけが全てではない。商業集積における新たな店舗という投資を生むためには、集積の環境整備、非店舗化を条例化によって防ぐ地区計画策定、空き店舗の情報管理など、商店街組織が商業集積の発展サイクルを形成するプロデューサーとなる必要がある。

参考文献

杉村暢二（1972）「歩行者通行量による中心商店街の性格—ショッピング・センターの類型に関連して—」『地理学評論』45巻、4号。

山川充夫（2004）『大型店立地と商店街再構築 地方都市中心市街地の再生に向けて』八朔社。

中小企業庁編（2021）『令和3年度商店街実態調査報告書』。

立地的制約を克服する地域企業の行動と 地域社会への影響に関する考察

西田陽子（明治大学大学院）

1. はじめに

日本の中山間地域や過疎地域では、人口減少と高齢化が進行し、地域経済の縮小が深刻な問題となっている。これらの地域は、消費市場が小規模であることや、人材確保の困難さ、輸送条件の不便さなど、企業にとって不利な立地条件が存在しており、特に首都圏や大都市圏と比較すると、労働力や資源の確保が難しい状況にある。このことは、企業活動に大きな制約を与えており、結果として地域経済が一層弱体化している地域も少なくない。

また、1970年代には、地方には安価な労働力や低い地代といった有利な立地条件があり、多くの工場が地方に誘致されたが、グローバル化の進展により海外との競争が激化し、これらの優位性が失われたことでも、地方の立地条件は厳しくなっている。

しかし、このように悪化した立地条件の中でも、地域企業の中には立地的制約を克服しながら経営を継続し、地域社会に貢献している企業も存在する。これらの企業の活動は、単に企業の生存戦略にとどまらず、地域経済の活性化に寄与しており、地域に根差したこれらの企業がどのようにして立地的制約を乗り越え、経営を持続していくのかを明らかにすることは、地方経済の持続的発展に向けた重要な課題である。

本報告では、過疎地域で経営を続ける企業の行動を、「立地選択」「立地適応」「立地創造」という3つの視点から分析し、企業が立地的制約をどのように克服し変化に適応しているのか、またその結果が地域社会に与える影響を解明し、地方における持続可能な企業経営に向けた新たな知見を提供することを目指す。

2. 先行研究レビュー

従来の立地論は、企業の立地選択がどのように行われるかを説明するための理論が中心であった。Thünen (1826) は農業立地における輸送コストの影響を、Weber (1909) は工業立地におけるコスト最小化を理論化した。また、Christaller (1933) は中心地理論を通じて都市や集落の分布を説明し、Lösch (1940) は市場規模や競争環境を考慮した立地選択モデルを提唱した。これらの理論は地域全体の経済発展に重要な知見を提供したが、企業が不利な立地条件下でどのように経営を続けるかについては必ずしも十分に説明されていない。

企業が不利な立地条件に直面した際、どのように対応し、経営を持続するかに対して焦点を当てたのが、米花 (1958, 1959, 1961) の経営立地論である。米花は、「立地選択」に加えて、企業

が立地的な制約を受け入れながら適応する「立地適応」、企業自らが新たな立地条件を創出する「立地創造」の重要性を強調している。この分野の深耕は進んでいなかったが、川端（2013）が米花の理論を援用し、商業分野を中心に企業行動を分析し、企業が「立地選択」「立地適応」「立地創造」の3つの行動を取ることを提唱している。川端は、企業が地域社会へのはたらきかけを通じて、地域の立地因子を変革していく過程を分析し、これが企業の持続的な成長と地域社会の発展に寄与することを提示している。

これらの先行研究は、企業が立地の制約をどのように克服し経営を継続するかに関する重要な示唆を提供している。しかし、現代のグローバル化や技術革新を背景とした新たな課題の下で、企業が「立地選択」「立地適応」「立地創造」の行動を通じて経営を持続させるかについては、より幅広い業種や地域を対象とした研究が必要である。また、企業のこれらの行動が地域社会にどのような影響を与えるかを明らかにするためには、地域社会への具体的な影響に焦点を当てたさらなる分析が求められる。

3. 事例分析

本報告では、国外への工場移転で立地適応する製造業も多い中、国内で立地適応している事例として、岐阜県西部で1967年から撚糸製造業を営む浅野撚糸株式会社を対象に、国際関係や市場の変化などによって大きく変容した繊維産業の中で、どのような立地行動を行い、創業の地で経営を継続してきたかを分析した。分析には、公式サイト、新聞記事、インタビュー記事などの公開資料を用いた。

岐阜県西部は、木曾三川の豊富な水を資源として戦前から紡績業が盛んな地域であるが、浅野撚糸が撚糸製造業として創業した1967年は、国内の繊維産業の衰退期に入っていた。同地域の繊維関連企業も廃業が相次いでいたが、地元の紡績会社から創業者への下請け要請があり、これが立地選択の因子のひとつと考えられる。

衰退する地域の繊維産業の中でグループ工場ネットワーク（1984年）を構築し、協力会社に独自技術に対応した機械の導入（1994年）を促して技術の集積を進め、安定的な分業体制を確立するとともに、下請け企業の経営スタイルを変化させて、地域の繊維産業における立地因子の向上を促す立地創造を行った。また、繊維産業の集積や安価な労働力などの立地因子が低下していく中、自社においては複合撚糸という独自技術を研鑽（1994年）するなどの立地適応を行い、大手アパレルとの取引を確立した。

2000年代に入りグローバル化が一層進展する中で国内の生産コストが上昇し価格競争力を失い、海外へ仕事が流出することとなった。その結果、機械を購入した協力会社は受注減少により収益が悪化し、借金を抱えるという負担が生じた。この状況に対し、浅野撚糸では自社従業員のリストラを行う一方、協力会社の数を削減しつつも一部との受注関係を維持することで、協業体制の継続をはかった。加えて、大手紡績会社との新技術の共同開発（2005年）や最終製品販売（2007年）を行う事業変革を行い、地元紡績会社からの受注減少という立地因子の変化に対し

て、地域外からの受注を得るための立地適応を行っている。さらに 2023 年には、新たに開発した燃糸技術を活用した新工場を福島県双葉町に建設し雇用と交流の場をつくることで、新たな地域への展開と震災後の地域復興に対する貢献に着手している。

事例分析から、浅野燃糸は以下のような立地行動をとってきたことがわかった。「立地選択」として、衰退傾向にあった繊維産業の中でも、地域の紡績企業からの下請け需要に応じて事業を展開した。「立地適応」として、技術研鑽や特許取得を行い、変化する立地条件に対応。「立地創造」として、技術集積を促進することで新たな立地条件を形成してきた。これらの立地行動は、工場のネットワーク化を通じて地域経済の活性化に寄与した。その後の地域企業からの下請け需要の減少に対しては、技術力の強化と新たなビジネス機会の創出という「立地適応」により事業を存続している。

4. おわりに

本事例は、企業が立地制約に対して立地適応および、立地創造によって地域経済の活性化や企業経営の存続に寄与する可能性を示している。本報告は1つの事例をもとに、立地選択、立地適応、立地創造という 3 つの立地行動が企業経営にどのように展開され、地域社会にどのように影響するかを確認したに留まる。また、本事例は繊維産業が縮小する地域において、国内での立地適応および立地創造を通じて事業を継続している例である。今後の研究では、立地的制約を克服するプロセスを立地行動のフレームワークを用いてさらに分析し、企業の立地行動が地域社会へもたらす影響についても明らかにしたい。

【参考文献】※紙幅の関係上、すべての参考文献を示していない。

川端基夫(2013)『改訂版立地ウォーズ』,新評論

米花稔 (1958)『経営立地』,日本経済新聞社

米花稔 (1959)『経営位置論』,日本経済新聞社

米花稔 (1961)『経営立地政策』,評論社

Christaller, W. (1933) *Die zentralen Orte in Süddeutschland*, Gustav Fischer Verlag. (江沢譲爾訳『都市の立地と発展』大明堂, 1969)

Lösch, A. (1940) *Die raumliche Ordnung der Wirtschaft*, Gustav Fischer Verlag. (篠原泰三訳『レッシュ経済立地論』大明堂, 1991)

Thünen, J. H. (1826) *Die isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*, Friedrich Perthes. (近藤康男訳『農業と国民経済に関する孤立国』日本評論社, 1947)

Weber, A. (1909) *Über Den Standort Der Industrien, 1. Teil. Reine Theorie Des Standortes*, J.C.B. Mohr. (篠原泰三訳『工業立地論』大明堂, 1986)

【ウェブサイト】※紙幅の関係上、すべての参考文献を示していない。

浅野燃糸企業サイト <https://asanen.co.jp/> (2024年8月25日アクセス)

中部電力「交流 Style」(2023年)

<https://koryu.chuden.co.jp/musubu1> (2024年8月25日アクセス)

Sinc「SDGsで触れる、ぎふのみらい Re:touch」

<https://www.retouch-sdgs.jp/specialissue/06.html> (2024年8月25日アクセス)

アニメなどのコンテンツの活用と地域経済について —松江市と稚内市・豊富町・天塩町のガンダムマンホールプロジェクトの事例—

倪卉、野田哲夫、章立、龐辰宇（島根大学）

1. はじめに

2000年代に入って、アニメやドラマ・映画といったコンテンツを活用し、地域の知名度の上昇や観光客誘致を目的に、地域経済振興の方式として定着した。旅行の形態が個別化した旅行目的が多様化する中で、観光地においても特定の目的のために特定のコンテンツを利用した観光客誘致が求められている。その中でも観光地にちなんだマンホールをデザインして設置し、またこれに関連したイベントの開催やグッズ等の販売は全国各地で取組まれており、特にキャラクター著作権を持つ企業と連携したポケモンのマンホールプロジェクトは観光客誘致な効果を与えている。これに続いて、バンダイ社も当社の人気キャラクターであるガンダムをテーマに、各地で作品のストーリーにちなんだマンホール設置を2022年度から公募開始し、2024年度現在全国で19の自治体がこのプロジェクトに選ばれて取組みを開始している。

そこで、本報告では先行して取組みが始まり一定の成果をあげている北海道三市町（稚内市・豊富町・天塩町）の取組みと、昨年度より取組みが開始された松江市の事例の分析を通じてコンテンツの活用と観光振興・地域振興の課題を考察する。

2. 島根県松江市

(1) プロジェクトの経緯と全貌

2021年（令和3年）に、松江市公共下水道および島根県流域下水道の供用開始40周年を記念して、松江市上下水道局事業推進課を中心に、バンダイナムコグループのガンダムマンホールプロジェクトに応募し、採択され、「ガンダムマンホール」の設置が決まった。同時に、「島根スサノオマジックマンホール」の設置計画もあった。

ガンダムマンホールは2023年3月16日に寄付され、4月に寄付された「ガンダムマンホール」を松江市総合体育館と松江歴史館でのお披露目式と展示を経て、4月29日より正式に設置された。松江市では、堀川地ビール館付近に松江城天守閣と桜が取り入れ「RX-78-2 ガンダム」のデザインマンホール、宍道湖湖畔の岸公園内では宍道湖の夕陽と「MSM-04 アッグイ」がデザインされたマンホールの2箇所に設置している。



図：松江市上下水道局 HP より

(2) 松江市取り組みの内容と現在の状況

2023年4月29日から5月7日までのゴールデンウィーク期間中に、水道局主催でマンホー

ルの設置とともにイベントを開催した。設置当初では設置場所を明示せず、マンホールの所在を「検索してほしい」という考えてイベントを設計した。同時に、マンホールデザインとコラボしたステッカーを期間限定で配布した。イベントでは、ポスターや SNS 上の宣伝の文面にはアニメ原作の内容に沿った「潜入」や「作戦」などの用語を使用し、「ガンダム」というコンテンツを活用しようとした。限定ステッカーは2種類で1日 300 枚、堀川地ビール館と島根県立美術館の2箇所配布した。イベント中の9日間では、2種類のステッカー合計 3603 枚を配布した実績より集客効果はあった。現在では、堀川地ビール館でガンダムマンホールカードの配布を継続的に行っている。

(3) 松江市の課題

まず、上下水道局が主導するガンダムマンホールプロジェクトの課題がある。マンホールは水道局の管理下であるため、水道局がマンホールの日常の維持、マンホールカードの配布、イベントの開催を担っている。ガンダムマンホールを取り入れた当初の趣旨は松江の水道システムに興味を持っていただくためである。そして、デザインマンホールの設置が松江市の観光にも貢献できればという考えである。ガンダムマンホールの取り入れは確かに松江市の観光効果にも影響はあるが、公共施設を管理する水道局本来の道筋とズレがあるため、観光振興などの部署や、ガンダムファン団体との連携をしなければコンテンツの役割は十分に発揮できない。しかしながら、松江市のような大きい自治体では、部局間の話し合いの課題がある。

そして、自治体がコンテンツ活用時においてアニメの制作発行側との意思疎通の課題がある。島根県には、出雲大社や松江城など歴史文化関連のコンテンツもあり、また『秘密結社 鷹の爪』のように、島根県とゆかりのあるアニメコンテンツもある。このようなコンテンツでは自治体にとって活用しやすい。ガンダムは確かに影響力のあるコンテンツだが、マンホールプロジェクトが採択されたとはいえ、ガンダムグッズの展開やイベントの開催も、制作側のバンダイ社と常にやり取りをしなければならない。

3. 北海道稚内市・豊富町・天塩町

(1) プロジェクトの経緯

豊富町上下水道係の山形氏を中心に、豊富町が周辺地域の稚内市と天塩町と共同でガンダムマンホールプロジェクトに応募し、採択され、2022年4月22日に豊富町定住支援センター「ふらっと☆きた」で、豊富町・稚内市・天塩町の三市町で合同寄贈公開式が行われ、22日～24日までの展示を経て、26日にマンホールが各箇所に順次に設置された。マンホールはそれぞれの地域に2枚、計6箇所に設置された。

この三市町が共同で開催するイベントの際、「北海道“N フィールド”自治体連合のジェット・ストリーム・アタック作戦を実施」というガンダムファンが共鳴できるテーマが設定された。



図：北海道豊富町 HP より

(2) ガンダムマンホールによる結成した三市町の自治体連合の実現

北海道の豊富町・稚内市・天塩町の三市町ではそれぞれの地域の観光名所とガンダムとドム型モビルスーツを取り入れたマンホールデザインを採用した。アニメ作品の中では、モビルスーツドムを操縦する「黒い三連星」という三人グループの人気キャラクターがあり、それをちなんで豊富・稚内・天塩の3箇所にそれぞれ一機を各地域のマンホールに採用した。プロジェクトが開始以来カード配布などはそれぞれの地域で行われ、イベントの開催、グッズの販売などは3箇所共同で開催している。行政区画上、稚内市と豊富町は宗谷、天塩町は留萌管内にあるが、実際に天塩町の住民がよく稚内市内で買い物や通院もしているため、稚内と豊富とは同じ生活圏内にあるといえる。ガンダムマンホールプロジェクトを通じて、広域的な“自治体連合が実現”した。

(3) 課題

公共施設を管理する役場の上下水道係が観光振興の取り組みについて、北海道の三市町は松江市上下水道局と同じ課題を抱えている。しかし、豊富町のような小さな自治体では内部での話し合いがスムーズにできる強みがあるため、担当部署が違っても話し合いによって問題解決が可能である。これまでに開催されるイベントは上下水道係と地域の観光振興課、そして現地の住民の協力も得て行われ、稚内市と天塩町との連携もできた。とはいえ、担当部署間の「壁」がある」と感じたこともあるようだ。

松江市と違って、北海道の三市町では観光資源が限られているため、応募当初は水道施設の宣伝とともに、「ガンダム」というコンテンツを活用し、観光客の誘致や地域振興を視野に入れていた。北海道の三市町にとって、「ガンダムマンホールプロジェクト」に採択された意義は大きい。今後いかにコンテンツを活用できるのかが課題である。

4. おわりに

ガンダムマンホールプロジェクトを実施した上記二つの事例を比較し、地域の活性化と地域振興のために、コンテンツを活用する課題をまとめる。

参考文献

岡本健(2019)『コンテンツツーリズム研究 [増補改訂版] アニメ・マンガ・ゲームと観光・文化・社会』, 福村出版

野田哲夫他(2022)「全国アニメ聖地巡礼地アンケート調査による巡礼地域への影響・効果の研究」島根大学山陰研究センター紀要『山陰研究』第15号, pp.137-155.

増淵敏之(2018)『ローカルコンテンツと地域再生 観光創出から産業振興へ』, 水曜社

章立他(2024)「アニメ聖地巡礼を活用した地域振興の継続性の課題ー2021年度と2022年度の全国アニメ聖地アンケート調査の比較を通じてー」島根大学山陰研究センター紀要『山陰研究』第16号, pp.1-15.

<第2分科会>

会場:1号館 126 教室
座長:小山大介(京都橘大学)

テーマ:地域の環境と経済の分析

第1報告

「地域におけるサーキュラーエコノミーの可能性
—資源循環型企業の取引構造とその類型化—」

藤本晴久(島根大学・横浜国立大学)・池島祥文(横浜国立大学)・大貝健二(北海学園大学)

第2報告

「農産物購入における環境負荷の可視化」
池島祥文・清水翼(横浜国立大学)

第3報告

「日本における太陽光パネルのリサイクル・システムの構築に関する分析」
大平佳男(帝京大学)

第4報告

「ネットワーク分析に基づく地域間イノベーション協力の解析」
王軼琛・池島祥文(横浜国立大学)

第5報告

「精緻化した動態的内発的発展論による地域経済分析
—関西文化学術研究都市を事例として—」
岩松義秀(京都府立大学)

第6報告

「都道府県経済に対する公的資金の影響
—2015年都道府県産業連関表の分析から—」
江成穰(広島経済大学)

地域におけるサーキュラーエコノミーの可能性 —資源循環型企業の取引構造とその類型化—

藤本晴久（島根大学・横浜国立大学）

池島祥文（横浜国立大学）

大貝健二（北海学園大学）

環境配慮と経済成長を両立させる循環経済（サーキュラーエコノミー）の構築は国際社会の重要課題となっており、欧米を中心に広がりを見せている。欧州では、EUの政策的支援を受けて、地域経済活性化政策にサーキュラーエコノミーの視点が組み込まれている。一方、日本でも近年、経済産業省（循環経済ビジョン2020、成長志向型の資源自律経済戦略）や環境省（地域循環共生圏：ローカルSDGs）などで、循環型の経済社会や地域社会を形成する動きが加速しており、その主体となる資源循環型企業も登場している。

しかし、多くの事例研究が発表されている欧米に比べて、日本の研究は未だ、大手資本のビジネスモデルに関する分析、資源循環や技術循環などの自然科学的な研究が中心であり、社会科学的分析や地域経済学の視点からサーキュラーエコノミーに接近する研究は多くない。特に、グローバル空間を主戦場とする資源循環型企業の分析ではなく、地場の中小資本がローカル空間で生み出す循環型地域経済の実態解明やそれが地域にもたらす影響を把握する研究手法の開発は十分ではない。そのため、ローカルレベルでのサーキュラーエコノミーの実践は、資源循環や技術循環の促進以外にも、地域にとって経済的恩恵をもたらすのかどうかは定かではない。今後、日本でのサーキュラーエコノミーの実証研究を進め、その意義を地域経済学の視点から評価していくことが求められるだろう。

以上の問題意識から、報告者らは近年、サーキュラーエコノミーの主体である資源循環型企業の事業活動が地域経済に与える影響の解明に取り組んでいる。その際、資源循環型企業の経済取引や取引構造に着目することで、地域経済との結びつきの具体的様相を可視化し、地域内の資源循環や経済循環の実態を把握することを試みている。

本報告では、鳥取県と北海道の資源循環型企業を素材とし、その連鎖的取引関係（1次取引：Tier1、2次取引：Tier2）を分析することで、地場の資源循環型企業がローカル空間で生み出す資源循環や経済循環の空間的範囲を明らかにする。食料廃棄物の再資源化やアップサイクル、未利用農産物資源のカスケード利用などを担う農業・食料関連企業（アグリビジネス）の仕入/販売を通じた取引先企業の立地情報から域内外へのマネーフローの方向性を確認する。これらの結果から、資源循環型企業の事業活動が地域経済に与える影響を整理し、地域におけるサーキュラーエコノミーの可能性について言及する。

農産物購入における環境負荷の可視化

池島祥文・清水翼（横浜国立大学）

1. はじめに

「地産地消」の効果として、生産者と消費者の結びつきや生産者と関連事業者との結びつきを強め、地域経済そのものの活性化に繋がる効果のほか、流通コスト等の削減や輸送距離の削減による環境負荷の低減が指摘されている。世界における GHG（Green House Gases）排出量のうち、農業・林業・その他土地利用における GHG 排出の割合は 23%を占めている。特に農業については約 520 億 t-CO₂のうち 62 億 t、つまり 1 割程度を占めており、地球温暖化の要因の 1 つとされている。そのため、地産地消のような環境負荷を念頭に置いた取り組みは推奨されている。しかし、Poore and Nemecek(2018)ⁱによれば、農業生産における環境負荷は「生産段階」に集中していることが指摘され、Pradhan et al. (2020)ⁱⁱでは、フードマイレージ削減、つまり食の地産地消を進めるよりも、肉食の減少など食生活そのものを転換するほうが環境負荷低減には効果があると提起している。はたして、地産地消として、スーパーや直売所での地元農産物の購入は環境負荷の軽減に貢献しているのだろうか。本報告では、消費者（需要側）の動向を対象に地産地消における環境負荷を測定し、その可視化に取り組む。

2. 地産地消のラストワンマイル

本報告では、直売所やスーパーから自宅までの距離を「ラストワンマイル」として整理し、農産物の輸送にかかる環境負荷を計測する。横浜市の JA 直売所 12 店舗、スーパー2 店舗での買物客約のべ 800 名に対して、交通手段や位置情報を収集するとともに、小売店舗から消費者住居までの移動にかかる CO₂ 排出量を測定し、地産地消のラストワンマイルにおける環境負荷を可視化する。

i Poore, J., and Nemecek, T. (2018), “Reducing food’s environmental impacts through producers and consumers”, *Science* 360, 987-992.

ii Prajal Pradhan et.al (2020), “Urban Food Systems: How Regionalization Can Contribute to Climate Change Mitigation”, *Environ. Sci. Technol.* 54, 10551-10560.

日本における太陽光パネルのリサイクル・システムの構築に関する分析

大平佳男（帝京大学）

1. はじめに

日本では2012年7月から導入された固定価格買取制度(FIT制度)によって、再生可能エネルギー(再エネ)事業が拡大するようになった。発電に求められる自然条件が他の再エネよりも厳しくなく、事業計画が立てやすい太陽光発電を中心に普及している。一方で、FIT制度による太陽光発電(10kW以上)の電力の買取期間は20年間であり、太陽光パネルの耐用年数は20~30年と言われている。2032年以降、FIT制度の買取期間を終え、発電事業が終了することで、大量の太陽光パネルが廃棄される見込みである。また、2032年以前でも、自然災害などによって太陽光発電設備が被災し、太陽光パネルが廃棄されるケースもある。太陽光パネルには、ガラスやアルミニウムといった資源が用いられている一方、カドミウムといった有害な物質が含まれているものもあるため、適切な処理やリサイクルが必要である。

日本では2025年の通常国会で太陽光パネルのリサイクルの義務化に関連する関連法案を提出すると報道されており、経済産業省・環境省が「中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議」で議論している。また、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室が2024年に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」を公表している。ガイドラインでは建設リサイクル法に基づいた太陽光パネルのリサイクルについて説明している。建設リサイクル法では、建物に設置されたり野立てに設置されたりした太陽光パネルの解体時に、解体工事(または一定規模以上の建設工事)の受注者や自主施工主に対して分別解体等の実施を義務づけ、大正建設工事受注者に対してリサイクル等の実施を義務づけている(環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室(2024:42))。一方、実際にリサイクルを担うのはリサイクル業者であり、解体工事の受注者とは必ずしも一致しない。このように適切な処理やリサイクルが求められる中、現在は制度が検討されている段階となっている。一方、リサイクル業者は産業廃棄物処理業者が担っており、都道府県知事の許可が必要である。よって太陽光パネルのリサイクルは都道府県単位で行われることになってくる。太陽光パネルのリサイクルの取組みに対し、地方自治体による様々な取組みも進められている。本研究では、福岡県と福島県の取組みについて取り上げる。

このような背景のもと、本研究では太陽光パネルのリサイクルの必要性から、そのリサイクルのシステム構築に向けた研究を行う。その際、太陽光パネルのリサイクルを担う産業廃棄物処理業者を中心に、どのようなシステムがよいのかを検討する。

2. 研究の目的と研究概要

本研究の目的は、日本における太陽光パネルのリサイクルのシステム構築に向け、実際にリサイクルを担う産業廃棄物処理業者に着目し、都道府県単位でのリサイクルの仕組みを検討する。本研究では福島県に焦点をあてる。福島県は全国的にも太陽光発電事業が多く実施され、太陽光パネルのリサイクルを行っている事業者が最も多く立地している(大平(2023))。福島イノベーション・コースト構想を展開する福島県において、太陽光パネルのリサイクル事業で全国をリードするような新たな産業の創出につながるよう検討を行う。

リサイクルのシステム構築に向けては、家電リサイクル法や自動車リサイクル法を参考に検討する。上記したように日本では建設リサイクル法をもとに太陽光パネルのリサイクルを検討しているが、課題もある。例えば、費用負担に関して、発電事業者(廃棄パネルの排出者)が負担することになるが、廃棄費用の積立制度が設けられている。資源エネルギー庁(2021)では積立金の取戻しに言及しているものの、リサイクル業者への言及がないことから、取戻した積立金を発電事業者がリサイクル事業者へ支払う流れを想定していると考えられる。また、環境省の太陽光発電設備リサイクル制度小委員会の資料を見ると、リサイクル事業者への支払い部分に関する言及が見当たらない。今後議論される可能性もあるが、積立金を発電事業者がリサイクル事業者へ支払う流れだけでなく、積立金を管理している電力広域的運営推進機関からリサイクル事業者へ支払う流れも考えられる。太陽光発電事業者が必ずしも積立制度を活用しているわけではないこともあり、制度設計が重要になってくる。また、受注者にリサイクル義務を課しているものの、EPR(拡大生産者責任)の可能性は、太陽光パネルのメーカーへのフィードバックの機会が特にあるわけではなく(大平(2022))、さらに太陽光パネルのメーカーが海外にあることが多く、難しいと考えられる。この点は環境省の太陽光発電設備リサイクル制度小委員会でも意見が出ている。このように、太陽光パネルのリサイクルに向けては様々な課題があることから、現在議論されている日本の太陽光パネルのリサイクルの制度について検討を行う。

廃棄される太陽光パネルは産業廃棄物処理の対象であり、それを処理する産業廃棄物処理業は都道府県の許可が必要である。基本的に太陽光パネルは都道府県単位で処理されることになる。都道府県単位での取組みに着目すると、福岡県と福島県で太陽光パネルのリサイクルに関する取り組みが進められている。これらの県の取り組みに関するヒアリング調査を踏まえ、太陽光パネルのリサイクルのシステム構築にどのような効果があるのかを検討する。また、これまで実際に太陽光パネルのリサイクル事業を行っている企業へのヒアリング調査を通じ、太陽光パネルのリサイクル事業そのものについて調査してきた(大平(2022)、大平(2023))。継続的に太陽光パネルのリサイクル事業を行っている企業に対するヒアリング調査を実施しており、大平(2022)や大平(2023)で取り上げてきたリサイクル手法とは異なる方法でリサイクルを行っている事例について取り上げる。これらの調査を踏まえて、より実態に合った太陽光パネルのリサイクルのシステムについて検討を行う。

3. 太陽光パネルのリサイクル事業の展望

現在問題になっている太陽光パネルのリサイクルのシステム構築は、FIT 制度の実施で急激に増加した太陽光発電事業の買取期間の終了や耐用年数を迎えることによる大量廃棄、災害によって発生する太陽光パネルの処理が背景にある。将来的に急増する廃棄パネルの処理に対してリサイクル業者の増加が必要であるが、現在は災害などによって発生する太陽光パネルのリサイクルが中心であり、定期的に廃棄パネルが発生しているわけではない。そのため、将来的には廃棄パネルが大量に発生するものの、それまで期間が空いていることになる。実際に太陽光パネルのリサイクルを行っている事業者が存在しないところも少なくない。太陽光発電事業の買取期間の終了や耐用年数を迎えることによって大量に廃棄パネルが発生するため、その時期が近くなればリサイクル事業者の参入の増加が見込まれる。しかしながら、産業廃棄物処理業への参入は都道府県知事の許可が必要であり、代表的な NIMBY の産業でもあることから、きちんとした制度設計が重要になってくる。

謝辞

本研究を進めるにあたって、福岡県太陽光発電保守・リサイクル推進協議会(2024年1月24日)、株式会社新菱(2024年1月25日)へのヒアリング調査を実施し、福島県商工労働部次世代産業課(2024年11月11日予定)へのヒアリング調査を実施予定である。記して感謝申し上げます。

また、本研究は、JSPS 科研費基盤研究(A)(研究課題番号 22H00031、研究代表者：山川充夫)の助成を受けた研究成果である。記して感謝申し上げます。

参考文献

- 大平佳男(2022)「福島県の再生可能エネルギー活用における課題に関する研究—継続的な太陽光発電事業に向けて」、日本地域経済学会第34回金沢大会(2022年12月10日、金沢星稜大学)
- 大平佳男(2023)「福島イノベーション・コースト構想から見る地域のエネルギー政策に関する分析」、日本地域経済学会第35回札幌大会(2023年11月12日、北海学園大学)
- 環境省「太陽光発電設備リサイクル制度小委員会」議事資料、
<https://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03-16.html>
- 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室(2024)「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」、
<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>
- 資源エネルギー庁(2021)「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_document03.pdf

ネットワーク分析に基づく地域間イノベーション協力の解析

王軼琛・池島祥文（横浜国立大学）

1. はじめに

イノベーション能力の水準は、地域の総合力を判断する重要な指標の一つとなりつつある。Cooke(2005)は地域イノベーション・システム（Regional innovation system, RIS）を「国や他の地域システムと結びついた、相互作用する知識の生成と活用のサブシステム」と定義した。これは RIS とその境界を超えたシステムとの関係や、他のタイプの IS との相互関係を確認するものである。近年、地域内の大学や研究機関が RIS の重要な構成要素として果たしうる役割は、ますます注目されている（Cooke, 1997; Zhao et. al., 2015）。大学は教育研究を通じて地域の発展を支えるだけでなく、社会に新しい文化を創造し、イノベーションを促進すると考えられており、地域への科学的知識の提供者として重要な役割を果たしている。しかし、知識の拡散という観点から見ると、拡散の経路は地理的距離よりも社会的距離の影響をより強く受ける可能性がある。また、社会的なつながりは局所的に行われるため、知識は地理的に局在化すると予想される（Bresch and Lissoni 2009）。そのため、研究機関とその立地する地域経済の発展とのつながりも注目されるようになってきている。しかし、地域イノベーション・ネットワークの構成員は大学だけではなく、企業など多くの要因が含まれていることに留意すべきである。

それがゆえに、本報告では、イノベーションにむけた共同研究における大学と企業の連携・協力関係に焦点をあて、その地域の特徴を析出することを目的とする。大学を中心に組み立てられている研究開発プログラムにおいて、共同研究パートナーとしてどの産業の企業が多く参加しているのか、産学官の協力がどの地域でより集中的に行われているか等を明らかにする。イノベーションが地域内部で発生するのか、また、地域をまたぐ協力関係のもとで発生するのかなど、その共同研究に関わる主体間の関係性をネットワークデータで表現し、ネットワーク分析を通じてその関係性の構造を論じる。

2. データと分析方法

産官学が関わる地域イノベーション関連プロジェクトとして、文科省、内閣府、総務省等による産学連携支援事業、研究開発プログラムを対象とし、共同研究/開発に関するデータを抽出し、ネットワークの視点から各地域の産官学ネットワークを構築する。

2004年から2024年までの21年間にわたる11の研究開発プログラムを対象とする。各プログラムで公表されている「評価/報告書」の記載内容を踏まえ、そのなかから地域経済振興や産業発展に関連する具体的なプロジェクトを選択するとともに、参加組織情報を抽出する。参加組織を「産・官・学」に分類するとともに、その位置情報をもとに地理的分布を整理する。地域イ

ノベーション・システムを形成するネットワーク構造の特徴を、エリアごとに浮かび上がらせる。

各ネットワークでは、「産・官・学」の3者が異なる形状のノードとして表示されるとともに、参加企業の産業分類に応じて、異なる色のエッジで描かれる。描画されたネットワークグラフの密度や中心性といった特徴量から、ノードの結びつきの濃淡を捉えるとともに、ネットワークを構成する参加組織間の関係性を示すことができる。

Cooke, P. (2005). Regionally asymmetric knowledge capabilities and open innovation: Exploring 'Globalisation 2'—A new model of industry organisation. *Research policy*, 34(8), 1128-1149.

Cooke, P., Uranga, M. G., & Etxebarria, G. (1997). Regional innovation systems: Institutional and organisational dimensions. *Research policy*, 26(4-5), 475-491.

Zhao, S. L., Cacciolatti, L., Lee, S. H., & Song, W. (2015). Regional collaborations and indigenous innovation capabilities in China: A multivariate method for the analysis of regional innovation systems. *Technological Forecasting and Social Change*, 94, 202-220.

Breschi, S., & Lissoni, F. (2009). Mobility of skilled workers and co-invention networks: an anatomy of localized knowledge flows. *Journal of economic geography*, 9(4), 439-468.

精緻化した動態的内発的発展論による地域経済分析 —関西文化学術研究都市を事例として—

岩松義秀（京都府立大学）

1. はじめに

これまで日本の地域開発は、国の主導によって、先進地域の大企業の工場やハイテク産業を誘致することによって地域経済の発展につなげようとしてきた。

戦後日本の地域開発政策を見てみると、全国総合開発計画に採用された拠点開発方式によって、新産業都市等として整備されている。しかしながら、整備された地域では公害などの社会問題や各地での反対運動が起り、計画は修正あるいはストップした。

これらの拠点開発方式などは東京等の大企業の工場等の誘致であり、外部企業を誘致することによって行われたが、地域に利益が落ちることなく、地元企業と外部企業の産業連関が図られないことから、地域経済の発展につながっていないという批判を受けてきた¹⁾。

企業誘致型の産業政策が行き詰まる中で、筑波研究学園都市（以下、筑波という）は、首都過密機能を分散したことなどが評価されたことから、国においては、新首都の建設に着目していた。

関西文化学術研究都市（以下、学研都市という）は、学会・財界発意型の新都市といわれているが、筑波研究学園都市の評価を踏まえ、関西財界の後押しもあり、関西においても新都市を整備するという国家プロジェクトとして位置付けられた²⁾。

学研都市については、これまで都市整備などに着目された研究があるものの、地元企業との産業連関についての研究は見受けられない。

本研究では、国家プロジェクトであるが民間主導で進められた学研都市の整備が、地域経済の発展にどのような影響を与えているのかについて、精緻化した動態的内発的発展論を用いて域内域外の産業連関や制度的な仕掛けとしての中間支援組織の役割についてあきらかにする。

2. 精緻化した動態的内発的発展論と中間支援組織

筆者は、地域開発に関連する理論である内発的発展論、外来型開発論、動態的内発的発展論をモデル化した。また、国主導の地域開発によらない優良とされる事例について、動態的内発的発展論を用いて分析を行い、同理論を実証するとともに、その際に中間支援組織が域内域外産業連関につなげる重要な役割を果たしていることを明示化し、同理論の精緻化を図った³⁾。

さらに、中間支援組織が機能するための自己超越的なスピリチュアル・リーダーシップについても検証する⁴⁾。

3. 学研都市の整備状況等

大阪、京都、奈良にまたがる丘陵地にあり、12 地区に分散して整備されているが、国や自治体の優遇税制のもとに民間主導で進めることとなったため、地区によって整備の進捗にばらつきがある。また、当初は研究施設の誘致であったが、途中から研究開発型産業施設の立地も認められたため、学研都市の性質が、研究特化型から産業集積型へと転換した。

これにより、施設が集積する精華町では固定資産税の増加していることや山城地域の近隣市町村や京都府内の人口減少に対して、京田辺市、木津川市では人口が増加しており一定の効果が見られる。

しかしながら、企業側の都合で撤退している研究所等も見受けられ、研究所版の分工場経済になりかねない。

4. 学研都市の産業連関等に関する調査

学研都市に関係する自治体、商工会・商工会議所、誘致した研究所等へのアンケート調査に基づき分析を行った。

分析結果としては、大阪府、奈良県では産業連関は見られないものの、京都府側においては、特に、精華町において誘致企業と地元企業が域内産業連関につながっており、また、新商品開発や新規市場などイノベーションを創出しているものもあり、域外産業連関につなげていることがあきらかになった。

5. 中間支援組織の連携・創発によるイノベーションの創出

学研都市においては、大企業の研究所のライン、研究開発型産業施設、産業施設、ベンチャー企業と地元企業という規模的にも内容的にも異なる産業構造となっているが、精華町地区においては、これらを連携・創発させるための中間支援組織を精華町商工会が中心となって取り組んでいる。

第一に、副会長にベンチャー企業の代表を就任させることで、会員である地元企業と研究開発型産業施設とベンチャー企業の連携を図ることとした。第二に、事務局長に地元銀行の元精華町支店長を起用し、精華町内の産業連関と商工会の機能強化を図ることとした。第三に、地元企業と研究開発型産業施設とベンチャー企業の連携を図るため、商工会内に任意組織 SSC を設置し、異業種交流を展開している。

さらには、第四に、連携することが困難と思われる大企業の基礎研究を中心とした研究所等については、「NPO 法人けいはんなアバタービレッジ」を設立し、これらの異なったラインに横串を入れ、相互の連携・創発を図ることとしている。

これらの複数の中間支援組織を設立することによって、精華町内の異なる産業の連携・創発を行い、新商品開発や新規市場などのイノベーションを創出し域内域外の産業連関につなげている。

これらについては、精華町商工会元副会長 M 氏（現理事・研究開発型企業 X 社社長）が中心となって、精華町商工会が誘致した研究所、研究開発型施設、産業施設および地元企業を連携・創発させるための中間支援組織を複数設立し、これらの組織を機能させるためのスピリチュアル・リーダーシップをとっていることが重要な要素となっている。

6. 精緻化した動態的内発的發展論による学研都市の分析

学研都市全体では、施設整備による固定資産税等による税收効果や住宅開発による人口増加等の影響はあるものの、誘致した研究所等と地元企業との産業連関が行われているとはいえない。

しかしながら、個別に地区を見た場合、精華町エリアにおいては、誘致した研究所等と地元企業を連携・創発するための中間支援組織が複数設置されており、域内産業連関だけではなく、新商品開発や新規市場などイノベーションを創出し、域外産業連関につなげており、精華町地区については、地域経済の発展につながる動態的内発的發展の構造になり得る。

その際に、これらの制度的仕掛けをイノベーションの創出に導くミドルが、自己超越的に行動し、社会全体の利益を求めることによって組織に有効性を持たせ、中間支援組織を機能させるというスピリチュアル・リーダーシップによって導かれており、中間支援組織論をさらに動態的内発的發展論を精緻化する要素になると考える。

脚注

¹⁾宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989年、pp.273-303

²⁾實清隆「関西文化学術研究都市の開発と諸問題」『総合研究所所報』12号、2004年3月、pp.13-14

³⁾岩松義秀「動態的内発的發展論による地域経済分析」、『立命館大学大学院政策科学研究科博士論文』、2024年3月、pp.109-111

⁴⁾狩俣正雄「スピリチュアル・リーダーシップ」『経営研究』59巻3号、2008年11月、pp.19-36

都道府県経済に対する公的資金の影響 —2015年都道府県産業連関表の分析から—

江成 穰 (広島経済大学)

1. 地域経済と公的資金の関係性

衰退する地方圏の地域経済において、財政や年金、公的医療保険、介護保険といった公的な制度を介して経済活動に投入される資金（公的資金）の重要性が高まっている。産業構造の変化によって産業の空洞化問題が深刻化し、地方圏の基盤産業として機能してきた製造業が撤退した地域では代替となる基盤産業が成長していない。このような経済構造では、外部からの資金を稼得する基盤産業の生産が低調なため、地域経済は常に域際収支赤字を抱えることとなる。このような資金流出に対応する形で、公的な制度を介した資金の地域的再分配が行われていることが指摘されている。

公的資金が地域経済に与える影響は、主に「地域間の所得移転」と「生産誘発効果」の2つに大別される。所得移転は、構造的な域際収支赤字に陥っている地方圏に公的資金が流入することで地域の収支赤字を縮小させ、経済的安定を図る役割を果たしている。これに対し、生産誘発効果は、当該地域内で公的資金が支出されることにより、地域の生産や雇用を直接的に喚起するものである。これらの機能を通じて公共部門は、都市と農村の経済的不均衡を調整する機能を果たしていると考えられる。

所得移転に関する研究では、中村（2019）が、多くの地方自治体は域外からの財政移転によって収支赤字や投資不足を補っていると指摘している。また、安東（1986）は、社会保障を介した所得移転が少子高齢化の進展と共に増大し、地域間の経済的不均衡を補う中心的な役割を果たしていると述べている。近年は、高齢化により社会保障費が増加する一方で土木費が削減されているため、建設業における雇用創出効果が低下している反面で医療・介護といった対人社会サービスの重要性が増している。

これらの先行研究は公的資金が地域経済に多大な影響を及ぼしていることを示しているが、具体的な実証分析を伴った研究の蓄積は不十分である。そこで江成（2024）では、地域間を移転する公的資金の量と機能について、1990年以降の経年変化を都道府県単位で分析している。その結果として、公的な制度を介して三大都市圏から地方圏に25兆円程度の資金再分配が行われていることや、再分配機能を有する制度の中心が財政から年金などの社会保障制度に変化してきていることが示された。

このように、公的資金による地域間の資金再分配については一定の研究蓄積がなされつつある。しかしその反面で、生産誘発効果についての研究に関しては蓄積が不十分な点が多い。都道

府県レベルの経済活動に対する公的資金の経済波及効果や乗数効果を検討した研究としては、江成（2019）や別所（2021）があげられる。しかしこれらの研究では、地域経済に投下される公的資金の影響を一括で推計しており、制度部門ごとの影響の大小やその変化を検討していない。また、個人の消費支出を介して地域経済に投入される年金については、分析対象となっていない。少子高齢化に伴って、年金及び医療・介護保険の各社会保障制度の重要性が高まっている現代的傾向を踏まえれば、財政部門と社会保障基金部門を制度ごとに分割した上でそれぞれの制度の地域経済への影響を把握する必要性が高いと言える。

2. 研究目的と方法

本研究では、公的資金が各都道府県経済に投下されることで発生する生産・雇用の誘発効果について、その全体像と制度ごとの影響を明らかにすることを目的とする。具体的には、公的資金を財政・年金・医療保険・介護保険の4部門に整理した上でそれぞれの地域経済への影響を明らかにする。分析手法としては、主に産業連関分析を用いる。各都道府県経済に投入される公的資金の制度部門ごとの最終需要額を推計した上で、各都道府県の産業連関表を用いて制度部門ごとの経済波及効果を推計する。

3. 分析結果と結論

主要な分析結果としては、以下の3点があげられる。第一に、公的資金は特に地方圏の地域経済に対して大きな影響を与えているという事実である。図1は、地域経済に投入された公的資金から、都道府県内生産額の何%が誘発されたか（生産誘発率）を示したものである。誘発率の最も高い高知県では、県経済の生産の49.8%が公的資金によって誘発されたものとなっている。高知県は製造品出荷額等が沖縄県に次いで全国2番目に低いなど、基盤産業の規模が小さく域外からの

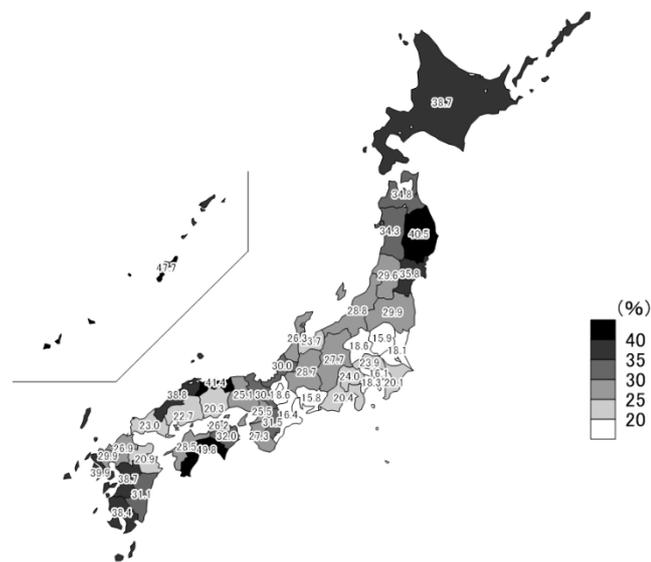


図1：公的資金の生産誘発率（2015年）

出典：筆者作成

資金獲得が困難な経済構造である。このような地域において、公的資金が地域経済に投下されることで地域住民の雇用が創出され、生活が守られていると言える。

第二に、高齢化の進んだ地域ほど人口一人当たりの公的資金投入額が大きくなるという相関関係が確認された。人口一人当たり投入額と都道府県別の高齢化率の相関係数は0.65であり、比較的強い相関関係が確認できる。財政や年金、医療保険、介護保険といった公的資金の大半は、

衰退地域の地域経済の振興や下支えを目的として給付されてはいない。しかし、これらの制度を通じて高齢者や低所得者への現金・現物給付が行われることで、必然的に高齢者や低所得者の比率が高い衰退地域に相対的に多くの資金が投入され、地域経済が下支えされる構造となっているのである。ただし、人口一人当たりの生産誘発額と高齢化率の相関係数は 0.49 まで低下しており、一人当たり投入額と比較して一人当たり誘発額は高齢化率との相関関係が弱くなっている点には注意が必要である。つまり、地域経済に投入された公的資金を地域内に留めて波及効果を高めることのできている都道府県と、投入された公的資金が外部へと流出しやすい経済構造となっている都道府県が二分化されているのである。

第三に、その投入金額の中でも高齢化の進展とともに重要性が高まっている年金部門は、投入される産業の自給率が低いために移輸入誘発額が大きく、地域内に資金が留まりにくい構造となっている。特に大都市近郊地域と中核的な都市の規模が大きい地方圏においてその傾向は顕著であり、地域間を移転し地方に再分配された公的資金が個々人の消費行動を介して再度地方圏から流出する構造となっていると言える。この資金の流出先については正確な把握ができていないが、商業や対個人サービス業を介した資金流出が中心であることを踏まえると、大都市地域への資金再還流が発生している可能性が高い。結果として、公的資金の一人当たり投入額は高齢化地域ほど高くなっているが、その資金を地域内に留めることができない地域も多く、一人当たり生産誘発額と高齢化率との相関関係は相対的に弱いものとなっている。

参考文献

- [1] 安東誠一（1986）『地方の経済学』日本経済新聞社
- [2] 江成穰（2019）「都道府県経済の財政依存構造—47 都道府県産業連関表の分析を基にして—」『政策科学』26 巻 2 号、pp.39-56
- [3] 江成穰（2024）「財政構造変化の地域経済への影響—公的資金循環の分析から—」日本地方財政学会編『マクロ経済政策と地方財政（日本地方財政学会研究叢書 第 31 号）』pp.127-152
- [4] 中村良平（2019）『まちづくり構造改革Ⅱ』日本加除出版
- [5] 別所俊一郎（2021）「地域財政乗数と高齢化」『ファイナンシャル・レビュー』第 145 号、pp.15-31

日本地域経済学会第36回大阪大会 報告要旨集

2024年11月11日 発行

編集・発行：日本地域経済学会 事務局（長山宗広・松本典子・大前智文）

連絡先：〒154-8525 東京都世田谷区駒沢1-23-1

駒澤大学経済学部 長山宗広研究室

E-mail：chiikikeizai60@gmail.com

<第36回大阪大会実行委員会>

除本理史（大阪公立大学：委員長）

大貝健二（北海学園大学）

栗田但馬（立命館大学）

立見淳哉（大阪公立大学）

松永桂子（大阪公立大学）

<大阪大会実行委員会住所・連絡先>

住所 〒558-8585

大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪公立大学経営学研究科 除本理史

連絡先 E-mail：yokemoto@omu.ac.jp